

厚生文教常任委員会

令和 6 年 6 月 2 0 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年6月20日（木） 午前9時30分 開会
午後1時53分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委 員 長	藤井本 浩
副委員長	柴 田 三 乃
委 員	坂 本 剛 司
〃	杉 本 訓 規
〃	梨 本 洪 珪
〃	松 林 謙 司
〃	増 田 順 弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	川 村 優 子
議 員	西 川 善 浩
〃	吉 村 始
〃	奥 本 佳 史
〃	谷 原 一 安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿 本 剛 也
市民生活部長	西 川 勝 也
人権政策課長	村 田 真 也
環境課長	石 橋 和 佳
〃 補佐	吉 岡 伸太郎
クリーンセンター所長	西 川 康 光
〃 補佐	巽 隆 恭
保健福祉部長	中 井 智 恵
健康増進課長補佐	西 川 恵津子
〃	芦 高 由 訓
こども未来創造部長	葛 本 章 子

こども未来課長	西 川 修
こども・若者サポートセンター主幹	鬼 頭 卓 子
教育部長	勝 眞 由 美
学校教育課長	森 本 欣 樹
学校教育課主幹	札 辻 リ カ
上下水道部長	井 邑 陽 一
下水道課長	稲 田 恭 一
〃 補佐	奥 村 卓 史

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第39号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

議第40号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合理約の変更について

議第41号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について

議第42号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分について

請願第1号 葛城市における带状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願について

調 査 案 件（所管事項の調査）

（1）ゴミ収集に関する事項について

（2）就学前児童の保育と教育に関する事項について

（3）小・中学校における児童・生徒への支援に関する事項について

（4）下水道事業の経営戦略に関する事項について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。13日でしたっけ、始まりましたこの6月定例会も8日目、ちょうど折り返し点というところでございます。余談を言うのがいい場所ではないか分からないですが、この6月というのが私大好きで、田植をされているというのが、作業されているところもいいし、水を張られて田んぼに映るという、こういった景色があるなというのが、自分たちのまちを見ていいなといつもよく思っております。農林水産省のホームページを見てみますと、この田んぼも米を作るという役目だけでなく、いわゆる災害のための、この前のような大きな雨が降ったときに水をためるというんですか、吸収させるという大きな役目も持っているというところで、見るたびにええなというだけでなく、感謝もしなければならないのかなと。これもし田んぼが全部なくなってしまうと、この前のような雨でしたら、川があふれるということになりますので、そういう目で私はこれからも見ていきたいなというふうに思います。葛城市、そういうすばらしいまちでございますけども、もっともっとすばらしいまちになりますように、しっかりと審議、ご議論いただきまして、本日の会議も進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

委員外議員の紹介をいたします。谷原議員、西川議員、吉村議員。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、マイクを近づけて発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、マスクの着用につきましては個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきをお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第39号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の葛本でございます。よろしくお願いいたします。

議第39号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議案の説明をさせていただきます。

まず、改正の背景についてご説明申し上げます。議案書は18ページから19ページでございます。昨今の幼児教育・保育現場で子どもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、子育て世帯が安心して子どもを預けられる体制整備や、保育現場に勤務する保育士の更なる処遇の改善の実現を図るため、令和6年3月13日に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準の一部を改正する内閣府令が公布されました。この内閣府令を準用している葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたので、改正を行うものでございます。主な改正内容は、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準の見直しでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表及びお手元の資料でご説明させていただきます。新旧対照表1ページをご覧ください。第30条は小規模保育事業所A型についての規定、2ページの第32条は小規模保育所B型についての規定、3ページ、第45条は保育所型事業所内保育事業所について、3ページ、最下段から4ページにかけましての第48条は小規模型事業所内保育事業所について規定しています。お配りしております資料、中ほどの表にありますように、これらの保育施設の3歳以上の児童の人数に対する保育士の必要人数を、3歳児は20人に1人から15人に1人に、4歳以上の児童は30人に1人から25人に1人と改めております。施行の日は公布の日としています。ただし、経過措置として、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の規定が効力を有するとしております。

以上、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

松林委員。

松林委員 今お伺いしたところによりますと、小規模保育事業所A型、それと小規模保育所B型、そして保育所型の事業所という、3つ出てきたと思うんですけど、これ、葛城市において該当する保育所というのは幾つあるんでしょう。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 おはようございます。こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。今のご質問に対してお答えさせていただきます。

葛城市内におきましては、この家庭的保育事業等の中の小規模事業、小規模保育事業A型というものが2つございます。新庄せいかナーサリー、アートチャイルドケア奈良葛城保育園、この2つでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 具体的には3歳以上ということで、年齢制限等のことを考慮した場合には、ここの部分には該当するんでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

先ほど申し上げました小規模保育所2園ですが、受入れ児童は0歳から2歳児のみのため、影響はございません。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 実質、条例等改正するんですけども、葛城市で該当する保育所はないという認識でよろしいんですか。分かりました。

藤井本委員長 答弁で、ないということですよね。

ほかに。

坂本委員。

坂本委員 よろしく申し上げます。

この資料を見させていただきますと、結局、保育所、1人当たりのお子さんの見る人数が、3歳児は20人から15人、4歳・5歳児は保育士1人当たりが30人から25人になるということでございますけれども、このように変更しまして保育士の確保は順調にいつているんでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

保育士の確保にございましては、各年度の新規採用はもちろんのこと、年度途中における社会人経験のある保育士の秋採用等を人事課と相談しながら進めております。また、昨年度に引き続き、市内民間の保育所等につきましては、新規職員の採用促進、在勤職員の待遇を向上し、雇用の継続を促進する保育人材の充実を図るための補助金等も交付しております。少しずつではありますが、効果が出てきているものと考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。では、今現在は、まだ十分ではないということで認識してよろしいでしょうか。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 また後ほど、調査案件のところで待機児童のことについて申し上げようとは思っておりますが、待機児童が全て解消しているわけではございませんので、今現在、保育士の採用が完全かと言われると、まだまだこれからであるというふうな認識でおります。ただ、今まで行ってきております事業等を引き続き進めながら、地道に採用には努力してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。引き続き頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑。

杉本委員。

杉本委員 葛城市内の小規模保育は0歳、1歳、2歳なので、これ当てはまらないということなんですけど、昨今のニュースで、保育士が何かひどいことするとかという影響がこういうところに出てきているのかなというのを思っていて、懸念しているのが、単純に今まで見る人数が減って、保育士の負担が減るというイメージ、これ出ているんですけど、たまたま今回はこれ葛城市対象じゃないですけども、今後こういう流れになってくるんですか。というのも、待機児童の話もそうなんやけど、3歳、4歳、5歳って葛城市って待機児童が少ないからあれなんでしょうけども、それって、また保育士確保というところの目線で言ったら、

しんどくなっていくような方向性、これ方向性の話なので、でもこれ出てきてしまっている以上、今後そういうふうに進んでいくのかなという懸念。それ更に進んだ場合、葛城市でも影響出てくるわけじゃないですか。その辺の動向って、これ出てきたときに一番最初にそこが心配だったんですけども、これはこれでいいと思うんですよ。何でかという、対象が葛城市ないから、影響がないってことじゃない。でも今後の流れを考えたら、これが一発ばんと出てきたら、次もそういう流れになってきたら、また保育士確保って難しくなっていくような流れになるのと違うかなって懸念あるんですけど、その辺の情報あったら教えていただきたいです。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今のご質問なんですけども、今回出させていただいている条例の改正に関しましては、市内影響のあるのはございませんということなんですけど、市において認可している家庭的保育事業等とは別に、葛城市にございます保育所、こども園等につきましては、知事認可となっておりまして、今、奈良県のほうにおきましても、同じ処遇の内容で条例改正をする動きがございます。タイミング的には一緒ではございませんが、県におきましては今年度中に、市町村の動向を見極めながら、同内容の改正を行う予定というふうに聞いておりますので、葛城市内にございます民間の保育所、あとこども園等にも影響は出てまいります。今後の動向につきましては、まだ定かではございませんので、確実にこうとは申し上げませんが、流れは恐らくそのようになってくるのではないかなという認識を持っております。民間保育所につきましては、このような情報は既に流れておる状況ですので、同じく保育士の確保に向けて努力されるというふうにも聞いておりますし、同じく公立保育所につきましても、当分の間というふうに設けられて、従来どおりの保育士でもうしばらくの間はいけるというふうにはなっておりますが、いずれそのような方向には向いてくると思いますので、保育士確保に向けては、今まで以上に努力はせねばいけないかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ここにも書いてあるとおりやから、そういう流れになっていくんでしょうけど、経過措置もあるとはいえ、今、保育士がもうばんばんいっぱいおるという状況じゃないのに、これ出てきてしまって、知事判断なので、僕、言うてきますけど、そういうのは対策として、僕らからはここで言われへんけど、そうなった場合のときはしっかり対策というのは、皆さん知ってはるのはもう僕も分かっているんですけども、これから保育士不足と言っている中でもこれまたきついなと思いながら見ているんですけども、対策だけできるだけ、また、子どもらも増えているので。待機児童は、うちは0歳、1歳、2歳がメインと言ったらあれなんですけど多いから、影響はないのかなと、まだやってみないと分からないところあるんですけども、その辺だけお願いしておきます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

増田委員。

増田委員 私も、このタイミングで言うべきか、後から待機児童対策で言うべきかなんですけども、これ、国のほうも、こういう内閣府の触れで、事故防止のためということが、重々私もタイミング的にはそうなんかなとは思いますが、現状、非常に保育士の確保に向けて、自治体のご努力、苦勞されているにもかかわらず、さらにこういう条件を条例で置くということは、非常に保育事業の運営上、どんどん厳しいというか、大変なご苦勞を願わなあかんとということで、これは市に対しての理事者側に対しての文句じゃないんですけども、県なり国なり、これをするためには、どういうフォローを国なり県がするのかということセットで持ってこんど、首絞めて後は知らんでは、私これ、受入れ側としては殺生な話やなというふうに、私の意見として、ちょっと一言だけ言うておきたいなというふうに思います。後から待機児童対策のところでまたご議論させていただきたいと思いますが、このタイミングでちょっと一言だけ。

藤井本委員長 意見を述べておきたいということでもいいんですか。いわゆる実態に即していない方向にあるということをおっしゃっているわけですね。これは後の調査案件のところでいいですか。そこでまた議論をしていきたいと思います。全体としての保育士不足ということについては、次の調査案件でお願いします。

ほかに、この議案についての質疑ありませんか。

川村議長。

川村議長 私、委員ではないので議長として。今回この条例の改正、葛城市は対象になっていないということですけど、これまで弾力運用、これが該当するのか。要するに、この定員に弾力運用という部分が適用されるのかどうかというのだけちょっと確認しておかないといけないかなと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

今、議長からお問いをいただきました弾力運用の件につきましては、今現在こちらにいただいている要綱、情報等で弾力運用がそこに含まれるのかという細かな明記が今現在ございませんので、そこは県には問合せをさせていただきたいとは思っておりますが、恐らくですが、弾力運用を含めてというふうな流れになってくるというふうに解釈しております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 川村議長。

川村議長 何か厳しくなるということですね。それが適用されなかった、含めということは、この定員がもういっぱいいっぱいということですね。理解いたしました。

藤井本委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、ここでお諮りをいたします。

議第40号から議第42号までの3議案につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に関係することでございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決しました。

それでは、議第40号から議第42号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長 おはようございます。市民生活部の西川です。よろしくお願いをいたします。

今回審議していただく案件が3件ございます。関連がございますので、併せて説明をさせていただきます。

議第40号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を変更することについてを説明させていただきます。お手元の新旧対照表をご覧ください。

平成17年1月1日付で設立されました貸付金回収管理組合の解散に向け、規約の一部を変更するものでございます。今回、解散に伴う事務の承継ということで、第22条に組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村議会の議決を経てする協議をもって定めるの記載を加えるものでございます。この規約の施行期日は、奈良県知事の許可があった日でございます。

次に、議第41号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に関する協議書についてを説明させていただきます。

この協議書は、解散に向け、今後、構成市町村で協議を行っていくに当たっての協議書でございます。主な内容といたしましては、解散の期日、事務の承継等の内容となっております。

最後に、議第42号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分に関する協議書についてを説明させていただきます。

この協議書も、組合解散に向け、構成市町村で今後協議を行っていくに当たって、財産の処分をどのように行っていくかの協議書でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本3議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松林委員。

松林委員 私はこの組合の解散の条件についてお伺いさせていただきたいと思います。当初は、平成17年1月結成当時は、ご説明では23市町村あったように伺っております。ところが、今現在16市町村ということで、多分恐らく23団体から脱退していつて、今現在16団体だと思うんですけれども、この組合の解散ということになれば、これは、現在16市町村の、ここにもありますように組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村議会の議決を経て協議をするということで、これ、16市町村全てがこれは議決しなければ解散できないのか、それとも、何分の1かをもって賛成すれば解散できるのか、そこら辺の基準ですね。ほんでこれ、以前の説明では、令和6年度末をもって解散することになっているという、もう解散することが前提で決まっているのか、そこら辺のご事情をお聞かせください。

藤井本委員長 村田課長。

村田人権政策課長 人権政策課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

松林委員のお問いの解散の条件についてでございます。そちらにつきましては、23市町村があったのが16市町村に今現在なっております。そちらにつきましては、今16市町村の全体の承認があって、解散するというふうに決まっておりますのでございます。

あともう1点でございますが……。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 一般的な話になりますけれども、各市町村が組合をつくれますけれども、組合をつくる場合は全市町村の議決が要ると。解散によっても、全市町村の議決が要するというのはもうそのとおりでございます。ただ、解散の要件というものは実はございません。その組合を構成する各自治体の合意があれば、いつでも解散できる。それが、例えば、その当時の22であっても解散できるし、逆に言えば3であっても解散ができるという状態です。それで、22から16まで減っているわけなんですけれども、それを脱退するに当たっては、例えば解散しない場合についても、脱退することは可能です。組合として参加するもう意味がないという判断であれば、脱退もできる。ただ、そのときも議決はいただく必要があるということでございます。

以上、それでよろしいでしょうか。

藤井本委員長 今の答弁で分かると思いますけど。

松林委員。

松林委員 合意があれば、今16団体ありますけれども、全体が全て合意しなくてもいけるわけなんですか。全員の合意があってという議決で、これが条件です。だから、これ合意が得られない場合も出てくるということにもなるんですかね。議決をしているということ、議決を求めるということなんだから。

藤井本委員長 事務的なことになるとは思いますけど。

阿古市長。

阿古市長 仮に合意がされなかったら、各自治体で判断されて、脱退をされるところは脱退されるだけの話やと思いますので、それが、今この案件が出てくるということは、各自治体としての判断として、組合の当初の目的の意義は達したのではないかという共通の認識があつての議案の提出になっております。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 もう既に合意の認識が図られているという、そういう前提で、こういう事務手続をされておるという認識で。

藤井本委員長 そういうご理解をお願いをいたします。

ほかに質疑ございませんか。これは一括質疑です。

増田委員。

増田委員 先日の説明もあつたけども、ここに委員会、改めてということなので、初歩的なところから、先ほども説明いただいたんですけど、もう一度ちょっとおさらいをさせていただきたいなと思います。住宅新築資金等貸付金回収管理組合、もともとこれ何のために、どういう目的で結成されて、この組合がどういう業務を今日までしていただいて、今後はそれを解散して、各自治体がどういう事務をすることになんのんかと。ここもう一回ちょっとおさらいをさせていただきたいなと思います。

藤井本委員長 村田課長。

村田人権政策課長 人権政策課の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この住宅新築資金の目的でございますが、この制度につきましては、歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されてきた地域の環境の整備・改善を図るため、同対策事業として、国の制度が昭和53年から適用されたことに伴い、旧新庄町で昭和54年度から住宅の新築、改修、住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付けを行ってまいりました。ただ、平成14年3月で地域改善対策特別措置法が期限切れになったことに伴い、この貸付事業も終了しておるものでございます。その後、貸付けをした債権の回収事務を一元的にかつ専門的に行う組織として、平成17年1月に奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が設立されました。この設立された組合に基づきまして、回収のほうを行っていたところなんですけども、解散になった都合となった理由といたしましては、回収の債権数が大幅に減少したことに伴いまして、集中管理により効率的に回収を進めていくという組合の目的を果たすことが難しい状況となつてきてまいりました。そのため、解散というふうに決定したものでございます。

解散後につきましては、各自治体がその債権の移管を受けまして、その債権の回収事務を行っていくという内容になってございます。

簡単ですが、説明以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 経緯分かりました。これによって、葛城市の事務負担が増えるということになるんですけども、これ、債権者に対する告知なり、事務の継承のご案内等は、この組合で適切にやっ

ていただけるということでもいいんでしょうか。それだけ確認させてください。

藤井本委員長 村田課長。

村田人権政策課長 移管された債権の回収事務につきましては、幸いにも葛城市につきましては3件、お二人の債権が残っておるだけでございます。その方々につきましても、毎月、口座振替によって回収をできておりますので、事務的にはそこまで大きな事務にはなっていないかなというふうに考えております。引き続き回収につきましては、粛々と事務に当たっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 私、数じゃないと思うんですよ。きちっと組合から葛城市の人権政策課担当者にこの事務が移りますよということを、この組合が適切にきちっとご報告、事業継承をしていただくつなぎ目の適切な処理をお願いしておきたいなと。それはちゃんとやっていただくということとで理解したんですが、もう一度そこんところ。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今回、解散に当たりまして、今、増田委員がおっしゃっていただいているような引継ぎというのが一番大事であるということで、今後解散までに、専門的な知識も習得することも必要となってきますので、奈良県のほうで組合も交えて、そういう研修会というのを何回か開催をしていただいて、今後引継ぎまでには、ある一定の知識を持った中で、事務のほうを市のほうで承継していくというような運びになっております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 県の組合のほうにも、その辺の引継ぎの事業継承も適切な処理、よろしく願いしておきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 解散の流れとして気になるのが、葛城市は債権が少ないわけじゃないですか。僕、他市の議員に聞いたらすごい金額のところもあるわけじゃないですか。改めて聞くんですけども、そういったところの議員が組合の会議とか行って話し合われて、解散というのはもう皆さん納得されているという認識でいいですね。ちょっとそこは気になるのと、もう一つはこの回収業務でいつも気になるのは、この前、事前の説明会で奥本委員もおっしゃっていたけど、歳入に入ってくるのは分かるんですよ。議員もその歳入見て、これちゃんと回収できているなど分かるんですよ。ただ、回収できなかった場合、歳入に載ってこないわけじゃないですか。その場合、いつもこっちからあれどうなったんと聞かなあかんくなってくるという現象が生まれてくるんです。以前のいろんな話もそうあったんですけども、例えば今ちゃんと返しておられるのは分かりました。ただ、それが何あるか分からないので、回収できなくなった場合、もう歳入に載らなくなってくるという現象が起きた場合、議会としては、うっかりじゃないですけど、見落とすこともあるんかなと。その辺の対策というのをどう考えられているのかというのをお願いします。

藤井本委員長 村田課長。

村田人権政策課長 人権政策課、村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

杉本委員、お問い合わせの件でございますが、葛城市におきましては、債権者数が少ないというのは先ほど申し上げたとおりでございます。16市町村、構成されていますが、その中でも一番少ないという債権者数と債権額ということになっております。債権額が多い市町村につきましても、その市町村が組合議会の議員にもなられておられますので、そこがもちろん内容を把握した上で、解散を承諾というふうにされています。

あともう1点でございます。葛城市に移管後の残債権の確認方法でございます。今のところ、歳入で回収額は確認できるというふうに考えております。最初に、入ってくる残債権の予定額を調定で打たせてもらいました収入額で、そこで比較もできるというふうには考えておるんですけども、あとまた、財産調書に債権額の確認ができるように、そちらのほうも考えておりますので、いずれにしても、確認できるような方法でお示しさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

一番最初、松林委員のほうから、市の全加入団体の議決が必要なのかという質問もございました。増田委員のほうから今の経緯というのもございましたけども、お答えのほうがなかなか具体的な数字出せないのか分からないけども、これ自体、解散するということは、いわゆる一定の役割を終えたということですよね。大幅に減少したのでという、こういうお答えというか、ご答弁でございました。金額が言えないという部分がございましたら、もう既にこれ平成……。

(発言する者あり)

藤井本委員長 だから、どれだけになって、今もう全体、これだけあったものが今もうこれだけになっているねんと。葛城市の分はもう今、これだけやねんということで、もう役目を終えて解散して、あとは市町村で管理をしていくねんという具体的なところを言える範囲で言っていたらありがたいんですけども。

村田課長。

村田人権政策課長 人権政策課、村田でございます。葛城市の債権数につきましては、組合の移管時で18件で、債権額はその当時で約3,000万円という形になってございます。現在ですが、葛城市の債権者数は3件残っておりまして、あと残っている債権額は約190万円ということになってございます。

以上でございます。

藤井本委員長 全体も分からないですか。言ってはるように、全体としてこの役目を果たしたということやから、奈良県全体でどれぐらいあったものが、今これぐらいなったので、今この解散の時期に至っていると。

村田課長。

村田人権政策課長 全体ということでございますが、16市町村の組合設立時の移管債権者数は3,655

件で、移管額は100億円となっておりございます。令和6年3月30日現在の組合の債権数と債権額につきましては、829件に減っておりまして、債権額は22億6,000万円残っているということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございました。よく分かりました。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議のご希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第40号議案について、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第41号議案について討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

さらに続き、議第42号議案について討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、職員の入替えのため、短時間ですけど、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時17分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、請願第1号、葛城市における带状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願についてを議題といたします。

本請願の紹介議員であります西川議員に出席をいただいておりますので、請願の趣旨・概要について説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

西川議員。

西川議員 皆さん、おはようございます。

ただいま委員長からありました葛城市医師会のほうから請願が出ております。紹介議員として趣旨の要旨を説明させていただきます。

請願名は葛城市における带状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願でございます。請願者としては、葛城市医師会会長金井さん、副会長鶴山さん、会計吉川さんの3名の連名で出されております。

請願の趣旨なんですけども、带状疱疹ワクチンは、水痘、水ぼうそうの原因ウイルスである水痘・带状疱疹ウイルスが再び活性化することにより発症するとされており、原因としては、水痘が治った後も長期にわたりウイルスが神経節に潜伏し、加齢や疲労、強いストレス、病気などによって免疫力が低下することにより、再びウイルスが活性化するためとされております。また、带状疱疹発症数にあっても増加傾向にあり、80歳までに約3人に1人が発症すると推定されております。特に50歳代からの発症率が高くなり、治療が長引くケースや、後遺症として神経痛などの症状が残ったり、顔面神経麻痺や失明、難聴などを引き起こしたりするケースがあります。そこで、有効な手段としては、ワクチン接種での予防となりますが、効果の高いワクチンにあっては2回の接種が必要であり、非常に高額なものとなっており、接種率が上がらないのが実情でございます。全国的にも助成をしている自治体が増えてきており、奈良県下においても、令和5年度より山添村、令和6年度より奈良市において制度化されました。また、令和5年の全国市議会議長会では、国に対して助成制度の創設や予防接種法に基づく早期の定期接種化を要望されたところでございます。

以上より、葛城市医師会として、本市における一定年齢以上を対象とした带状疱疹ワクチン接種の一部助成制度の創設を求めたい。葛城市で带状疱疹に苦しむ方たちを一人でも少なくし、健康で活力ある人たちが増えることが本市の発展に寄与できるものであると考えておりますので、何とぞご理解を賜り、ご賛同いただけるようよろしくお願いを申し上げますということです。

藤井本委員長 ありがとうございました。

ただいま説明願いました本請願に対する質疑に入ります。なお、執行部側の担当部署の方

にも出席をいただいておりますので、質疑については、判断の参考として、理事者に対する他市の状況の確認などでも構いません。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほど委員長おっしゃられたことからご説明いただけますでしょうか。県内の他市の状況ですか。

藤井本委員長 これは担当部署のほうでお願いをいたします。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

県内他市の状況から申し上げますと、今年度、令和6年7月から、奈良市におきまして助成事業を行われるということを聞いております。

藤井本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 申し訳ございません。あともう一つ、山添村のほうでは、令和5年から助成のほうを始められております。お願いいたします。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 奈良県でまだ2例しかないということなんですか。非常に説明を聞いていますと、大変効果的なもので、金額的にも高いということなんですけども、過去からこの重要性というのは私もほかの議員から带状疱疹ワクチンの助成というご意見も出ていたというふうに思うんですけど、これ全国的にはどうなんですかね。そこ分かりますか。

藤井本委員長 助成をしている全国的なということでよろしいか。全国的なところを把握されていましてでしょうか。担当部長、保健福祉部、いけますか。今の奈良県はお答えいただいたんですけども、全国的な状況ですね。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。

带状疱疹ワクチンの費用助成実施自治体、まず、こちら全国保険医団体連合会の調べというのがございまして、そちらのほうによりますと、2023年11月15日時点で314自治体というところの記録は確認しております。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 僕、ワクチンの値段とかというのが高額というのは聞いているんですけど、あんまりその辺が分かっていなくて、医師会から出てきている分ですよね。その中身も1本につき何ぼにしてくれとか、何歳から何歳までにしてくれとかって具体には書いていなかったかなと思うんですけども、ということは、その後は行政側で考えてくださいという医師会の判断かなと思うんですけども、他市でやられているのは何歳から何歳まで何を何されてんのを助成と今おっしゃっているのか、それと、今持ってこられている医師会の意思は疎通できているのか

なというのは、あんまりいまいち分からないんですけども、他市で何をやられているのかというのとは分からないんですかね。

藤井本委員長 他市で先ほど、助成やられているという市町村の数はお示しいただいたわけですけど、その内容で具体的に把握されている部分があれば、お示しください。参考ということで来ていただいていますけど、万が一分からない場合は分からないでお答えください。

中井部長。

中井保健福祉部長 例えば参考値みたいな、他市の例でよろしいですか。今現在、先ほど申し上げました奈良市、まだこれからなんですけれども、お聞きしている状態では、50歳以上で生ワクチンについては3,000円、不活化ワクチンについては、1回6,000円を2回というふうに聞いております。

(発言する者あり)

藤井本委員長 分かりますか。

中井部長。

中井保健福祉部長 今、国内におきまして、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございます。まず、生ワクチンにつきましては、接種回数は1回です。予防効果は、接種後1年間は50から60%で約5年間一定の効果の持続期間があると言われております。また、不活化ワクチンにつきましては、2回の接種が必要となっております。予防効果につきましては、接種後3年間は90%以上となり、また、約10年間の一定の効果の持続期間があると言われております。費用につきましては、1回当たり約2万円で2回で、今のところ、確認できている分では約4万円かかるだろうということを聞いております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑。

坂本委員。

坂本委員 質問書にも書かせてもらいましたけれども、带状疱疹ワクチンは、先ほど部長も言われた2つの製品がありますと。不活化ワクチンのシングリックスと生ワクチンのビケン、この2つがあると。効果や接種対象などに違いがあるというふうに聞いているんですけども、その違いはどうなんだろうということなんですけどね。

藤井本委員長 今、期間の説明があったと思います。それ以外の違いがあるということであれば、お答えいただいていると思いますけど、さっき説明あったんでね。

坂本委員 その2つがあるんですけども、それを患者にワクチンを接種するんですけども、その接種をするのには、決められるのは、医師があなたはこっちですよというような決め方をされるのか、それを教えていただければと思います。

藤井本委員長 西川議員。

西川議員 事前に聞いておりましたので、まず、1番目なんですけど、ちょっと重複するかもしれませんが、带状疱疹ワクチンは現在2つの製品、今、坂本委員おっしゃられたシングリックス、ビケンというものがあります。効果や接種対象の違いがあるということなんですけど、先ほど部長のほうからも答弁ありましたけど、生ワクチン、これ

ビケン、不活化ワクチン、これシングリックス、この２種類がございます。生ワクチンにつきましては、接種回数は１回、予防効果は５０％から６０％、先ほど言われた、ほんで５年ぐらいの効果が持続期間というのがありますと聞いております。費用については、１回で約１万円でございます。不活化ワクチンにつきましてはシングリックス、２回の接種が必要となつて、予防効果は９０％以上と、約１０年ぐらいの効果がございましたということでございます。費用は１回当たり２万円で、２回分で約４万円ということでございまして、また、不活化ワクチンなんですけども、こっちのほうが副反応が少ないというふうに聞いております。

それと、２番目の坂本委員の、これをどちらを接種するのか医師が決めるんかということなんですけども、前段で話しさせてもらったことを患者にお伝えして、それを患者に決めていただいているということでございます。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 患者が決められるということで、分かりました。

藤井本委員長 続いて、質疑ございませんか。

松林委員。

松林委員 これ、带状疱疹のワクチン接種は非常にいいことで、私はもうしたらいいなと思うんですけども、今現在では任意接種で、そして、もしこれが市ですと、任意接種と定期接種の違い、どういう部分で違いが出てくるんかということ、これ。任意になった場合と定期接種の場合と、これどういうふうに違いが出てくるんか、補償の問題等いろいろあると思うんですけども、そこら、教えてもらえますか。

藤井本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 今、資料で皆様にお配りさせてもらっております葛城市における带状疱疹ワクチンの一部助成を求める請願についての資料というところに書かせていただいているのを見ていただきながらがいいかと思うんですけども、上のほうが、いわゆる定期接種の対象疾病となっております。定期接種につきましては、予防接種法に基づき、国や自治体が主体となつて行う接種となっております。一方、任意接種につきましては、予防接種法に規定されていない接種でございまして、希望者が任意で行う接種のこととなります。お願いいたします。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 もしこれ、副反応等いろんな弊害が出た場合には、責任等出てくると思うんですよ。定期接種であれば、それなりに国のほうも対応していると思うんですけども、任意の場合はこれ、いろいろ問題、どこが責任取るのかなというところも考えるんですけど、そこらはどうなんでしょう。

藤井本委員長 中井部長。

中井保健福祉部長 中井でございます。

定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度がありますので、市町村がまず対応させていただいております。任意接種におきまして健康被害が起

こった場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済制度がありまして、こちら個人、また病院が対応されることになるかと思います。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 任意であれ、それから定期接種であれ、いずれにしてもそういう対応をしていただけるそういう組織があるということで、理解しました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 今、任意接種と定期接種が出たので、葛城市で、任意接種の中で何か助成を出してらっしゃるのがあれば教えていただきたいのと、それから、带状疱疹ワクチンが今、定期接種化しようとする国の動きとかもあると思うんですけども、その国の動向とか県の動向とか、もし分かれば教えていただきたいのと、あともう一つが、今回出された請願は带状疱疹ワクチンなんですけど、高額な予防接種っていういろいろあると思うんですけど、なぜ带状疱疹ワクチンのみの請願を出されているかという、その理由も教えてください。

藤井本委員長 西川議員。

西川議員 3つ目のなぜこの带状疱疹ワクチンのやつ、請願出される、これについては請願書にも書かせてもらっているんですけども、要は带状疱疹に罹患される方がかなり多いということで、発症後かなり激痛を伴って、後遺症が3年以上にもわたって続いている患者も見られますと、実際のところ、見られていると。葛城市医師会の中でも、そのような患者が多く見られるということで共有をされておるということでございます。ワクチン接種がしたくても、やっぱり高額であるため控えておられるということも多いということから、この予防接種、これに対しての請願に至ったということでございます。

以上です。

藤井本委員長 1番目と2番目。

中井部長。

中井保健福祉部長 お願いいたします。

まず、予防接種で既に助成をされていますかというご質問につきましては、現在葛城市では、任意接種につきましては、助成は行っておりません。

次に、国の動向等についてということでございます。

まず、この带状疱疹ワクチンにつきまして、国におきましては、令和6年3月14日の予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会におきまして、新たな対象疾病に関する検討におきまして、おたふく風邪ワクチン及び带状疱疹ワクチンについて議論されております。こちらの議論を踏まえまして、今後、有効性、安全性、費用対効果などの評価が十分であるという知見が得られた場合におきましては、定期接種化が検討され、実現されていくものとなっておるかと考えております。お願いいたします。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 医師会のそういった理由はよく分かるんです。というのは、実は私も昨年かかりまして、すごい痛い思いをしましたので、ぜひともそういった助成があれば、ワクチンを打ちた

いなという気持ちもありますが、私、質問票を書いていなかったんですけど、自己負担で接種される方って結構いるのかなというのを、もし分かれば教えていただきたいんですけども、分からなかったら別にいいですが、任意接種、今葛城市では何も助成していないということで。任意なので4万円ぐらいかかるので、それでも受けるという方が今現在いらっしゃるのかなということを聞きたいなと思ったんですけど、もし分からなければいいです。国の動向として定期接種にもしかしたら移行するのかなという、そういう兆候もあるとは思いますが、多分定期接種になるまではいろんな検証とかもされるので、時間もかかると思うので、やっぱり助成があれば助かるなというか、受けたいという人も多分多くいらっしゃると思うんです。私も、実際なった身なので、すごくよく分かるので、そういうのがあればいいなと思います。もし、自己負担で受けられる方が、今、結構いらっしゃると思うんですけど、もしそういうことが分かればなんですけど、言っていないから多分難しいと思いますけど。

藤井本委員長 どこまで把握されているかという部分で結構です。

西川議員。

西川議員 すいません、それ聞けてないんですけど、ただ高いので、打ちたいけど控えられておられるという方は多いというふうに聞いております。実際に打たれている方が何人おられるかというのは聞いておりませんので、申し訳ございません。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。多分ちょっとでも助成があれば受けたいという方はいらっしゃると思うし、ちらっと聞いた話では、1回なってもまたなる可能性があるということで、私も助成があれば、ぜひ受けたいというふうにも思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 柴田副委員長はまだ受けてないんですか。

柴田副委員長 受けてないです、高いので。

藤井本委員長 助成があれば受けたいということでございます。

ほかに質疑ないですか。

増田委員。

増田委員 今、ちょっと関連するので重複する部分は結構なんですけども、請願文書のところにも記述ございます、説明もいただきまして、令和5年の全国市議会議長会で、国に対して助成制度の創設、予防接種法に基づく早期の定期接種化を要望されたと、こういうふうに書いておりますし、そういう要望も出されております。先ほどの説明にあったように、今後そういう国の専門機関のところでご議論をされるということなんですけども、それより少しでも早く、市として単独で助成をしたらどうやという、こういう請願かなというふうに思うんですけども、葛城市としても国に対して、委員長にご提案なんですけども、こういった葛城市からも、こういう要望なり国に対して出すというようなことは可能なんでしょうか。というのは、市として単独助成も私はいいかなとは思いますが、こんなに困っておられる方、たくさんおられて、3人に1人なんです、もう明日は我が身みたいな環境の中で、国がやるべき、前のクーラーの設置じゃないですけども、いち早く葛城市がやるというのもいい

んですけども、やっぱり国が率先してやっていただくということも、併せて要望することもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでございますでしょうか。

藤井本委員長 今の質問はこちらに投げかけていただいていると思うんですけど、これ昨年度、全国市議会議長会で国に要望書を出されているという中で、追ってまた1市が出すということについては、事務的なところはどうかでしょう。あまりないケースですね。普通に考えたら。もう既に市議会議長が出されているので、よほど期間がたっていて。

増田委員。

増田委員 全国市長会が国に対して出されていることに対して、今日まで分らなかったんですよ、この請願書を見るまで。知っていたらね。そういうことなんです、私が言いたかったんは。各市議会に対して、これ出しますよって。これ、議長会で出されているんでしょう。そやけども、私何が言いたいかというと、知らなかった、出していただいていることが。そやから、全国市長会から出されている要望に関しては、教えてくださいよ、事務局。これ以外もですよ。私は知っておくべきやと思うんですよ。知っておくべきやと思うんですよ。どっかのパッケージの中に入っているから見ておいてくださいでもいいでしょう。私は知りたい、こういうものも全国市議会議長会から出していますよって。私はやっぱり知るべき立場やと思うので、こういうものも国に対して要望を出してもうてんねんというのを。やっぱり知っておくべきやと思うので。見ときなはれと、ここに入っていますわだけでもいいんですわ。この機会にそういうこともお願いをしておきます。

以上です。答弁結構です。

藤井本委員長 しかし、今の中で全国市長会というのと全国市議会議長会というのが両方出てきていましたけども、全国市議会議長会で出されているということでございますので、まずもってそれを確認しておきたいと思います。あとは議会の運営の仕方ということになりますので、葛城市からは出していなかったけども、全国市議会議長会として国に要望したということについては、私も実際のところ知らなかったです。そういうことがないように、どこかで話し合う場というのをつくってもらよう、議長に申し上げて、そういうシステムづくりというのをしたいと思います。

ほかに質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員 市議会に来て、請願書なので、余計なことを聞いたら余計なことを聞くなと言うてもうたらしいんですけども、見ているというか読んでいる限り、やっぱり高額なところを考えると不活化ワクチンのほうを指しているのかなと思うんです、もちろん。効果とかもそんななん見ても、不活化ワクチンのことをおっしゃっているのかな、イメージですよ、分かりません、僕の予想ですけども。先ほど副委員長がおっしゃったみたいに、高額やから打つのをためらっているじゃない、ちゅうちょしている、分からないですけど、そういう方が多いから、市から補助出してやってほしいということやと思うんです。今、他市の状況とか聞いて、その補助で打たはんのかなと思うんです。ということは、これはもう僕の完全な妄想で、ただの意見と言うんですけども、やっぱり半分ぐらいは助成してもらって、苦しん

でいる人を助けていただこう、僕これ勝手にしゃべっているだけです、医師会の意見じゃないです。ただ、まとめに入っているというか、僕の考えていることなので、高額なほうの不活化ワクチンを打つのは、やっぱり4万円かかるわけじゃないですか。今聞いた他市の状況やったら、うん千円やったら効果ないと思うんです。やったら、それをやるかやらんかは僕の判断じゃないので、行政が考えていただいたらいいと思うんですけども、そういう意味でも、半分ぐらいの助成していただいたら、もっと打つ人、苦しんでいる人を助けれるんじゃない、副委員長も打つんじゃないかという請願なんかと思うんですけども。そんな感じでよろしいんですかね。医師会の柔らかくおっしゃっているの、何かうーっと思いがら聞いていたんですよ。もうちょっと具体的に言わんと、やりましたよ、助成、2,000円と言われても、いやいや、ちょっと待ってくれとなると思うんです。その辺の肌感を教えていただいたらなと思います。

藤井本委員長 西川議員。

西川議員 これもちょっと聞いております。ただ、医師会としても、市の財政とかもやっぱりありますので、その辺というのはやっぱり市のほうで考えていただきたいというところはもちろんあっての、請願ではぼかした形になっております。まずは制度をしてほしいというところの請願になっておるんですけど、今、杉本委員がおっしゃったように、半分というところは思っていますので、さっき答弁漏れがあったんですけど、奈良県で御杖村も今年の4月からやっております。これについては半分出しております。1万円、不活化ワクチンは。今、御杖村も今年の4月からなっております。訂正してもらうんやったら後で訂正してもらったらいいんですけど。ほんで、僕、全部見たんです。関西圏のほうは結構やっぱり少ないんですね。ワクチンの半分というか、さっきみたいに奈良市やったら6,000円とか。ただ、首都圏に近なれば、名古屋とかあっちに行けば、ほぼ半額を出されているところが多いですね。人数の加減なんかとは思いますが、でも、要望としてやっぱり半分ぐらいは出してはいただきたいというところはあると思います。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そうやと思います。なかなかばやっとならせてはるので、でも僕も調べたら1万円やっけるところもあんねんと思いがら見ていたので、そのほうが効果があると思うんですよ、単純に。高額やからって打たへん人がおるんやから、それをやるためにはめっちゃくちゃいいと思います。先ほど副委員長もおっしゃったみたいに、任意接種、僕、子どもらのインフルエンザ、一生言うているんですけど、同じような感じでなかなか進まないんですけども、別に、これを期にそういうところも見直すというんでもええタイミングなんかと思いました。

以上です。

藤井本委員長 先ほどの県内の訂正はどうですか。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部、中井でございます。

先ほど議員のほうからおっしゃっていただきましたけれども、最初、私、県内2つと申し

上げましたけれども、再度確認したら、御杖村のほうが令和6年の4月から開始されるという情報がありましたので、追加というか、修正させていただきます。よろしくお願いします。

藤井本委員長 今3つの自治体ということに訂正をされましたので、よろしくお願いします。

ここでちょっと私、口挟んで申し訳ないんですけど、今回の請願、今、金額の話出ていまずけど、金額は今記載されておりませんので、これの助成を求めるということで進行していただきますようお願いをいたします。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。本請願を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま採択することに決定をいたしました請願第1号につきましては、理事者に送付し、その処理の過程と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、理事者に送付し、その処理の過程と結果の報告を請求することにいたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了をいたしました。

次に、職員の入替えを行いますので、11時まで休憩をいたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、ゴミ収集に関する事項についてを議題といたします。

それでは、ごみの減量化の状況と、本年2月から資源ごみ等の収集運搬業務等の委託業者が変更になっていると伺っておりますので、変更になった後のごみの収集の状況について、理事者より報告をお願いいたします。

西川クリーンセンター所長。

西川クリーンセンター所長 クリーンセンターの西川でございます。よろしくお願いします。

ごみの搬入量の動向につきまして、事前にお渡しさせていただいております資料に基づきまして、ご説明いたします。

まず、資料の説明ですが、令和2年度から令和5年度までの燃えるごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみのごみ量の数値をトンで示しております。また、表の右側に令和4年度から令和5年度の増減数値を示しております。令和4年度から令和5年度では、全ての種類のごみ量が減少しております。これにつきましては、市民のごみの減量や分別意識の向上、ごみ処分方法の多様化が起因していると考えております。つきましては、引き続きリサイクルや分別の推進を図り、ごみ減量化に努めてまいります。

続きまして、令和6年2月以降、リサイクル施設の運転管理及び資源ごみ等の収集運搬業務について報告させていただきます。リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬業務の入札に伴いまして、令和6年2月より業者が変更になりました。新しい業者での業務開始から4か月と少し経過しております。

まず、収集業務につきましては、葛城市内には約1,200か所ものごみステーションがありますので、令和6年2月時点の収集場所が明記された地図を作成し、それを渡して引継ぎをいたしました。当初は不慣れなこともあり、収集漏れや収集時間が遅くまでかかってしまうという事案がございました。そこで、収集漏れに関しては、漏れた場所の地図の確認と再度の収集を行いながら現地確認を行いました。さらに、以前より詳細なごみステーション位置図を作成して、効率的な収集ルートの習得などによって現在は改善され、おおむねスムーズに収集業務を行っております。

続いて、施設の運営管理につきましても、当初は不慣れなこともあり、機器の操作に戸惑ったり、処理に時間がかかることもございましたが、今は作業効率が向上し、そのようなことは解消しております。

以上でございます。

藤井本委員長 ただいま資料をお渡ししているように、ごみ量の動向という部分を見ていただくのと、今年の2月から収集業者が変更になったという状況の中での説明をいただきました。

ただいま報告を願いましたが、このことについてご質問ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。

収集等、初め混乱というか、引継ぎで時間かかるのが順次解消されているということではなかったなというふうに思います。あと1点だけ、私いつも気になるんですけれども、業者の名前が書いたそのままのトラックで大型ごみを回収されたりすると、これは本当に市の収集なのか、それとも業者独自の作業なのかというのがちょっと分からないときがあるかと思っておりますので、もし、委託とかの要綱の中で、以前は葛城市の車両を貸出ししてやるのかといういろんなことをやられていたと思うんですけれども、何かマグネットプレートとかでも、葛城市といって業者の名前をぽんと消せるような、そんな形でやられたほうが、市民の方の混乱といたしますか、誤解が少ないのかなというふうに思いましたので、それはすぐできることかどうかちょっと分かりませんので、また、ご検討いただけたらというところで1つだ

け、要望だけお伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 今の状況というたらどうなっているんですか。今の要望に対してですね。

西川所長。

西川クリーンセンター所長 ただ、今は業者の搬入車両で収集しておりまして、そこで収集作業中、大型ごみ収集作業とかそういうふうな作業内容を書いたマグネットは貼っておりますけども、葛城市という表記はしておらなかったように思います。

以上でございます。

藤井本委員長 今そういう要望が出ましたので、私のほうから言うのはなんですけど、今、業者変わりましたが、変わる前は葛城市の車を使っていたわけですね。だから、市民に、今の要望どおり、混乱と言うてええんか、分からなくなるおそれがありますから、今まで葛城市の車やったのということで、重要に対処していただきたいと、私のほうからもお願いしておきます。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 簡単にそれも踏まえて、回っているときの音楽を葛城市の市歌にしたらいいい、分かりやすいのと違うと僕いつも思うんです。あれ、何かルールあるんですかね。あの曲にしなければならぬみたいな。

藤井本委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 回っているときの音楽ですけども、一応燃えるごみと資源ごみで違う音でかけておりますけども、その曲というのが全国の大半の市町村で赤トンボであるとか、資源ごみのほうがちょっとあれなんですけども、一番標準的な仕様という形になっておりまして、今後そういうオリジナルのがいけるかどうかというのも検討はしたいと思います。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 所長が分からんぐらいやったら市民の人も分かってへんと思うので、だから、そういうふうに目でもそうやし、音でも葛城市の車やなと思えるように、その方だけに音源渡して回るようにしたら、より一層分かるんじゃないのと思うので、検討していただくということなので、よろしく願いしておきます。

藤井本委員長 長くやっていると、この議論は以前にもあったことがありますね。音楽をね。また、今おっしゃっているように検討されていいけども、市民の方が来てくれはったなと分かる音で、こころろ変えるわけにもいかないし、ここは慎重にご検討いただけたら。以前に検討があったことを思い出しましたので。

石橋課長。

石橋環境課長 ちょっと追加で、先ほど所長が言いましたとおり、夕焼け小焼けの赤トンボというのが、燃えるごみの収集のときなんですけども、これが全国的に一番ポピュラーなやつでありまして、これは夕方を象徴する歌であるということで、ごみの収集が終わりましたよということが広く皆さんに伝わるようにということで、ほとんどの行政がこれを採用しているとい

うふうな話を過去にした覚えがございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そう言われちゃうと、ほとんどじゃないところは何使っているんですかってなっちゃう。

決まりはないわけ、ただの僕は提案なので、やれとは言っていないので。でも大体どこ行っても夕焼け小焼けが流れているので、そんなもんやろうなと思うんですけども、でもポピュラーであってほとんどという、何か全てじゃないということは、別に葛城でオリジナルでやってもいいんじゃないのという提案なので、そこは勘違いないようにお願いします。

藤井本委員長 ご議論ください。

ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 ちょっとお伺いしたいんですけど、新聞紙を出すときあるんですね。結構な量をうちは出すんですけども、これ、出しておるんですが、その前に、収集に来てもらう前に、誰かどっか分からんけど車で取りに来て回収しはる人がいてはるんですけど、そういうのって、やっぱりそういう収入に何かつながるんですか、こういうのは。どうなんですかね。

藤井本委員長 まず、今のそういう実態があるのかどうかというところら辺も含めてお答えくださいね。

西川クリーンセンター所長。

西川クリーンセンター所長 今の新聞の回収前に、市以外の者が引取り、引抜きというか、そういうことをしているのではないかというご質問ですけども、そういう電話はごくまれなんですけども、別のそういう者が引き抜いているのではないかということも聞いたことはございます。あとそれ以外に、地域の収集が平日に集団回収というか、出して回収している大字もございまして、それと勘違いされている場合もあるんですけども、最近はそのような引抜きしているということは、連絡は、最近に限ってはあまり多くはございません。当然、古紙、新聞とか、引取業者に持っていくと有価物ですので、収入にはなるとは思います。

以上でございます。

藤井本委員長 なるほど。

松林委員。

松林委員 有価物、新聞というのはそういう資源で、そういう引抜きされた場合、市にとっても予算的にもあれやけど、損失ということにはなるんですかね。ならへんのですか。どうなんですか。

藤井本委員長 西川クリーンセンター所長。

西川クリーンセンター所長 今、お問い合わせいただきました古紙を引抜きされた場合は市の損失になるかということでございますけども、仮にそれが、当然ごみステーションに出されて、市の回収に協力して出されている分が減りましたら、その重量分の売上げというのは減ることになります。

以上でございます。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 市の損失につながるという、そういうようなところもしつかりとあと対応、いろいろ検討していただきたいと、このように思います。よろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 これは全国的なところで問題なっていると思う。法律的にも駄目でしょう。その辺どうなんでしょう。

西川所長。

西川クリーンセンター所長 ごみステーションに市民が資源物として出されているものを持って帰るということは、窃盗に当たると理解しております。ただ、警察もそれを取り締まるに当たっては、現行犯とか、そういう目撃情報だけではどうしようもないということも聞いておりますので、よその自治体も工夫されていると思うんですけども、なかなかそういう場所がランダムに来たりとか、いつも同じ場所に来ないというのもありまして、対応もなかなか難しいとは考えております。

以上です。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 そういう抜取りの多いところ、ランダムに来て、いつもいつもそういうふうに来ないかも分からん、抜取りの多いようなところはやっぱり防犯カメラなどを設置して対応していくということも大事なかと、私はこのように思いますので、またひとつご検討よろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 罪であるという認識でお願いしたいと思います。

ほかに質疑ないですか。

増田委員。

増田委員 以前に火災等が、電池による火災というふうに認識しているんですけども、市のほうで、こういうものには気をつけてくださいということで、出される市民に対してそういう注意喚起をしていただいたというふうに認識しているんですけども、引き続き、あれは非常に私も認識としてあまり、これが火事にいくんだという認識が低いので、引き続きよろしくお願いしたいなというのが1つ。

もう一つは、こういう場所で、私以前に、スプレー缶の空気を抜いて出す、出さないという議論のところで、以前は穴を空けて出してねということから、もうそのまま出してくださいと。穴を空けることによる、出される方の事故防止の観点から、そういうふうに変えていただいたんですけども、逆にクリーンセンター内で、そういう出さないことによる事故等がないのであれば結構なんですけども、その実情についてお聞かせ願えますか。

藤井本委員長 西川所長。

西川クリーンセンター所長 スプレー缶の処理についてですけども、以前は使い切って穴を空けて出すというのをルールとしていたんですけども、今は穴を空けるということで起こる事故とかもございますので、使い切って穴を空けずにそのまま出すという体制、ルールに変更しております。それにつきまして、特にクリーンセンターでは事故というものは起こっておりません。それはなぜかといいますと、収集してきた缶のほうは、手選別のラインという人の手で

確認しながら、よるラインを通りまして、そのときにスプレー缶は一旦、そこからよけておきます。そのよけたスプレー缶を確認して、穴が空いていないものは作業員が穴空け作業をして、それからまたラインに戻して、圧縮等の工程に流しておりますので、目で確認するという工程を踏んでおりますので、事故は起こっておりません。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 リチウムはどう。

藤井本委員長 そうそう、電池のほうも。

西川所長。

西川クリーンセンター所長 リチウム電池の処理に関しましてですけれども、以前、不燃ごみのほうに、充電式の電池がついている小型家電、例えば、電気のシェーバーであったり、充電式のクリナーであったり、そういうふうなんでコンテナに入りましたら不燃ごみで出していただいて構わないという形でしておりまして、その場合、不燃ごみというのは量が非常に多うございまして、クリーンセンターで下ろした後に、ショベルを使ってそれを移動させるという中で、なかなか電池が入っている製品を見つけるのを漏らしてしまうということがございました。今は市民の方に、リチウム式充電電池でありますとか、あと充電電池が入っているシェーバー、あと携帯とか、あとそういう充電式の掃除機とか、そういうものは、外せるものは外して、電池だけにして有害ごみで出していただく。外すのが難しいものは、その製品のまま出していただくようにルールを変えております。有害ごみのほうも、作業員が手作業で選別しておりますので、その工程でリチウムイオンが入っている製品は1か所によけまして、またそこから電池を取り出して処理に回すという形の工程を踏んでおりますので、今そちらも目で確認して、人で選別しておりますので、以前よりは解消しております。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 非常に危険な作業を現場でしていただいているというふうに認識をしているわけですが、引き続いて市民に対しては、リチウム電池の怖さというものの周知を広報誌等で定期的に行っていただかないと、なかなかそういうリチウム電池の怖さというものを出される方は認識なしに出される。それによつての事故というのも考えられますので、定期的にそういう周知を引き続いてやっていただきたいなというふうに思います。

それから、スプレー缶については、これ手作業でやっていただいて、非常に手間をかけていただいているんですけれども、部屋の中での作業というようなこともあって、やはり現場での事故も想定をされますので、十分気をつけて、事故のないようにご対応よろしくお願い申し上げます。

以上です。

藤井本委員長 ありがとうございます。

ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 最近なんですけど、結構カラスが増えておりまして、朝なんかごみがばあっと道路にカラスに荒らされてなっているところをよく見かけるんですけども、個々に皆さん網を張ったりとか、網をかぶせたりとかされているんですけど、市ではカラスの対策として何かされているのかなというのをお聞きしたいのと、それから、この間、岡山県の真庭市に視察に行きまして、生ごみから液肥を作る、そういうプラント、西川部長も一緒に行っていて、見させてもらったんですけども、そういった生ごみの減量化ということを、そのときにバケツに、もう一つ二重になっていて、ザルがあって、そこに生ごみを入れたら下に水が落ちて、自然と乾燥した生ごみになるというのを家庭1戸ずつに配られて、4,000円ぐらいだったと思うんですけど、配られていてというのをされていたのを、すごくプラントまではいかなくても、そういった水分を取るって、市でも絞って出してくださいねというのはおっしゃっていると思うんですけども、そういったものがあれば減量化にもなるし、いいなというふうに思ったんですけども、部長に聞くとなかなか難しいというお返事だったんですけども、その辺りの生ごみの減量化ということに対して、市はどういうふうに考えていらっしゃるのか聞かせてください。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 私研修に行かせていただいて、一緒に勉強させていただいたんですけども、今現在、葛城市としての生ごみ自体の減量化の推奨としては、おひさま堆肥というのを推奨しております。あれは生ごみで堆肥を作るものでございますので、まずはそこで、葛城市としては取り組んでいきたいというのが1つです。

あと、カラスの対策ですけども、これは各大字のほうでいろんな形で網をかけられたり、コンテナみたいなやつを置かれたりというような形で工夫をしてやられておるのが実情です。市の助成としては、市で出させていただいている一括交付金の中に環境部門というふうなメニューもございますので、それをうまく活用していただいて、地元で利用していただけたらなというように考えております。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。私、一括交付金のことを知らなかったもので、大字ごとで出されているもので、そしたら大字でいろいろ工夫していただくというのが一番なのかなというふうに思うんですけども、増えてきたことに対して、ここは課が違うのかも分かりませんが、なぜ増えているのかなというの、一時減ったのに、またカラスが増えてきているというの何か理由があるのかなというふうに思ったりもするんですけど、その辺りは分からないかなと思うんですが。おひさま堆肥に関しては、もうずっとされているし、素晴らしい取組やなと思うんですけども、私の認識があまり少ないのかなと思うんですが、あまり市民の方に広がっている事業ではないのかなというふうにも思っているんですが、その辺り、どうなんですかね。市民の方が、おひさま堆肥に対して、どんどん参入してこられているのか、それともそのままなのか、減少しているのかというのは、今分かるでしょうか。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 活動していただいているに当たって、イベントとか、近々でしたら、菜の花まつ

り等で新規モニターの募集というのもさせていただいておりますし、広報、その辺での周知もさせていただいております。また、昨年度から、平日しか受入れをしておらなかったんですけども、若い世代の方で平日働いておられるので持っていけないと、平日にあこまでということで、昨年から日曜日も受入れを始めさせていただきました。それに伴い、微量ではありますが、それに興味を持っていただいて参加していただいておりますということで、生ごみの量は年々増加傾向にはございますし、モニターも微量ですが増えているような状況にございます。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。おひさま堆肥、結構長くされているプロジェクトやと思うので、本当にいい取組なので、もうちょっとステップアップというか、ぐっとレベルを上げてされてもいい事業なのかなというふうに思いますので、また工夫して、たくさんの市民の方が参入できるようにしていただきたいと思います。お願いします。

藤井本委員長 要望だけでいいですか。

ほかに。

松林委員。

松林委員 生ごみ対策で堆肥を作るという意味合いかな。コンポストを、配布というか、助成金を出されている、そういう事業をやっていると思うんですけど、これはどのぐらいの方が利用されておられるのでしょうか。分かりますか。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋環境課長 今、委員お問いのやつは、家庭用生ごみ減量化等処理機器購入補助金の件やと思っております。平成13年から累計388台を補助対象として購入いただいております。令和5年につきましては11台、申請がございました。

以上です。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 令和5年に11台、これ幾らかの、半額でしたか、たしか、半額の補助ですよ。上限何ぼやったか忘れましたが、こういうふうなところをしっかりと周知徹底をして、環境問題に対する周知徹底、ここらも推進していただきますようによろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 要望だけでいいですか。

ほかに質疑。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ちょっと確認だけしておきたいんですけど、せっかく作っていただいたごみ量の動向というのがありましたやんか。その中で所長の説明はよく分かったんですけども、これ令和2年からずっと記載されていて、最後は、市民の意識も向上してきたという結果やということやったけども、これコロナのときにごみが皆増えたじゃないですか。そんな議論もして。大きな原因はそこにあるように、理事者のほうから前に言われたような気もするし、私もそのように、もちろん意識も上がってきて、下がっている分はあるんですけど、この下がりを見ていると、令和2年、令和3年、令和4年と上がって、令和4年から令和5年にぼん

と下がっていますよね。その増減というのを前年度との差で入れてもらっているけども、これはコロナ禍の中で、これは葛城市のみならず、全般的にごみを出される、家におられるから、家におられて掃除をされるとか、特に大きなごみとか出されるという、これは葛城市のみならず全部やけど、その要因が大きいんじゃないんですかと私は思いながらこれを見ているし、聞いていたんですけど、そのお話はなかったので、その見地からお話だけ確認しておきたいと思います。

西川所長。

西川クリーンセンター所長 今、お問い合わせいただきましたコロナ禍でのごみの増加でございますけども、委員長がおっしゃられたとおり、コロナ禍には巣籠もり需要でありますとか、時間があるので家の片づけをして出るごみというのがいつとき増えたことがございました。それが山となりまして、そこから徐々に減ってきておるというところも関係はしている可能性は否定はできないんですけども、それだけであるかどうかというのは、なかなか私どもでも、内容までは把握というか、今、調査・検証中でございまして、これが理由やということは、はっきりとはお答えできない状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 努力をしていただいて、市民の方に意識を向上していただくということはもう大変立派なことやと思います。令和6年度、令和7年度から、コロナ関係なく、ごみの減量というのをどう進めるかというところら辺にかかってくるので、重荷を乗せるような言葉を言ってしまいましたけども、そういう意味合いからも頑張ってくださいよう、私のほうから願いをしておきます。

ほかにはないですね。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、1番のゴミ収集に関する事項については以上といたします。

職員の入替えをいたしますので、5分休憩いたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時40分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2番、就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、内容として3点ございます。

まず、3月定例会での話のありました延長保育料の返金についての状況を理事者より報告をお願いします。

西川こども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

令和6年の3月定例会におきまして報告させていただき、ご心配をおかけいたしました延長保育料の返還状況についてご報告させていただきます。

まず、対象者となった世帯に対し、3月28日付で返還することとなった旨のご一報を差し上げました。世帯数にして155世帯、88万1,500円でございます。4月24日付で、返還金額、

振込先口座等を記したご案内をさせていただきました。5月15日までに内容の確認をお願いしたところでございます。本日までに152世帯、87万7,500円を返還させていただきました。残りの3世帯、金額にして4,000円でございますけれども、ご連絡がつく世帯でございますので、早急に手続を進めてまいりたいと思います。また、今後同様のことがないよう気をつけてまいりたいと考えております。延長保育料の返還状況につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 今聞いていただきました。ただいま報告願いましたけれども、このことにつき、ご質問ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。返還のほう、順調にいつているということで安心いたしました。あと、これに関しまして3月の議会の際に、市の予算上入ってくる収入が、本来入ってくるべきものに対する責任はどこにあるのかという議論があったかと思うんです。それについて担当の顧問の弁護士と相談された場合には、それに関しては責任を負うものではないというような回答やったと思うんですけれども、当時議論の中で、セカンドオピニオン的に、アドバイザー制度、アドバイザー制度でしたっけ、何かいろんな制度を活用して、その辺りもう一度再確認していただけますかという要望をさせていただいたと思うんですけれども、その辺りの報告をもう一度お願いできますでしょうか。

藤井本委員長 いけますか。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

定例会にご質問いただきましたときに、まず、私のほうから顧問弁護士のほうにご相談させていただいた結果の旨のご報告はさせていただいたと思います。その際に、複数の弁護士からも意見を聞きたいというふうにお返事させていただいたと思うんですが、その後、奈良県の弁護士会に属されている、今こちらに手元お名前はないですが、もう1人の弁護士の方にも同様のご質問をさせていただいたところ、顧問弁護士からいただきました内容と同様の内容のお返事でございました。内容につきましては、そもそも条例で延長保育料を徴収することができない旨となっておったことから、そもそも取るべきでなかったために、取れなかったことに対する責任につきましては、もともと取れなかったのであるからその責はないというような同様のお返事でございました。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 もともと取れなかったというところで、弁護士の見解はよく理解できました。

あと、どういうふうにしまいされるのかなという、これでもう終わりなのか、それとも何らかのそこの抜けた分に対して、道義的にどういうふうにされていくとかということを何か行政のほうでお考えのことあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

藤井本委員長 これ、副市長か。全体としての対応やから。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの件でございますけれども、このたび返還となりましたその経緯等につきまして、人事課のほうにはご報告をしておるわけでございますけれども、担当課でありましたことも未来課のほうから条例改正に携わった職員への対応については、ちょっと申し上げれない、立場にはございませんので、回答は差し控えたいなというふうに思います。

藤井本委員長 明確ではなかったでもいいんだけど、これ市長は答えられませんか。これ委員会の中で質疑として出ておりますので、そのときの答弁と。

暫時休憩しますね。確認だけ取りますね。暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 47 分

再 開 午前 11 時 55 分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの梨本委員の質問に対する答弁を求めます。

東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員のご質問ということでございますけれども、3月の予算特別委員会でしたか、そのときにうちの市長のほう、また、私のほうからもご答弁させていただいたかなというふうに思うわけでございますけれども、先ほど課長のほうからも答弁ありました。ただいま返還中でありまして、完璧にまだ終わっておるところではございませんので、一応その辺に関しましては、人事課ともご相談をしておりますので、いましばらくお待ちいただいて、検討ということでご理解賜れたらなというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 議事録を確認すると、そのとき市長が、担当された職員の懲罰も含めてという言葉も出ておりますので、それも含めて検討するという、副市長、そういうことでいいんですね。分かりました。

梨本委員。

梨本委員 私は別に今の質問で懲罰を求めているわけではないと。5年前に起こったことを今の職員が見つけられたということは、私は本当によくしっかりと現状把握していただいたということに関しては、感謝を申し上げたいというふうに思っております。ただ、そこでやはり議会としては、予算を監視する立場でするので、その不足分に対してどのような手当てをしていくかということに関しては、今後、行政側の答弁、しっかりと聞いていく必要があると思っておりますので、引き続きそういったことを報告していただけるということで、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようでございますので、次に進みたいと思います。

次に、令和6年5月の保育所部分の待機児童数について、理事者より報告をお願いいたします。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

令和6年度の待機児童数についてご報告させていただきます。令和6年度、4月1日時点の特定待機を除く待機児童数は10名でございます。そのほか、特定待機が23名となりました。5月1日時点ではございますが、當麻せいか子ども園の開園によりまして、特定待機を除く待機の児童数は2名、特定待機は14名となりました。参考までに昨年、令和5年度4月1日現在の特定待機を除く待機児童数は11名、特定待機は3名でございました。特定待機につきましては、特定の施設のみを希望しているなどの理由から、保育所などに入所できない児童を指す用語でございます。待機児童数は減っておりますが、特定待機につきましては、4月1日現在では23名、5月1日現在では14名いる現状ではございますが、當麻せいか子ども園の開園において、施設の受皿確保に向けては少し前進したというふうに捉えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま報告を願いましたが、このことについて質問ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 減っている努力していただいているので、減っていくのはありがたいんですけども、今もう申込み時期一緒じゃないですか。昔はばらばらやったけど、全部一緒にしてもらって、第1希望からざっとかけるわけじゃないですか。ほんなら、希望の箇所が1つか2つしかない方なんかなというイメージなんですけど、それは個人個人いったらあれなんですけども、そこしか行きたくないとおっしゃっている方ということですよ。それが、年齢関係なしにということですかね。年齢ですよ、そして。僕、大体基本的には0歳、1歳、2歳なんかなと思っているんですけども、その辺の特定が14名で普通の待機が2名ということの16名の年齢と、どこの施設に入れないのかというのは、予想はつきますけども、そこですよ。ただ、いうても葛城市、保育所あるから、ほかにも行ってくださいって言うても、もういや、そこやったらやめときますとおっしゃっているのかどうかということですよ。その辺のことを教えていただきたいです。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

今ご質問いただいた特定待機の、まず年齢の構成でございます。先ほど申し上げました、今現在に近い5月1日で申し上げます。特定待機は14名いらっしゃいました。0歳児が1名、1歳児が4名、2歳児が5名、3歳児が3名、4歳児が1名となっております。申込みの際の希望順位でございますが、特定待機になられている方に関しては、第1希望しか書かれていない方がやはり多うございます。ただ、入所の受付させてもらったときには、空きの保育所、ここございますがいかがですかというようなことで、お声かけはさせていただきました。その結果ではございますけども、特定待機の多い施設につきましては、磐城第2保育所、認定こども園も少しおられます。民間の保育所では、奈良文化幼稚園等が特定待機が出ておる状況でございます。磐城第2につきましては、やはり通勤等の便がいいせいかないような思いもございますが、以上のような状況になってございます。よろしくお願いいたします。

す。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 この方々は、申込み時期、去年の10月でしたっけ、の方々ですか。でも、第2に入れなかったということですかね。ちょっと見る限り、どこと言うのはやめときますけども、第1希望と書いて出して駄目やったんですかね。去年の同じ時期に申し込んだのにもかかわらず、入れなかった。ほんでこれ、今0歳、1歳、2歳の全部の内訳見て、3歳、4歳、5歳も受けられない感じなんですかね、今。どことは言わないですけど全体的に見ても、何で無理なんかなと。0歳、1歳、2歳はまだ分かるんです。ただ、3歳、4歳、5歳となったら、何でそんな受けられないのと思っちゃうんですけども、その辺の状況、もうちょっとだけお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

特定待機の年齢層につきましては、おっしゃっていただいているとおり0歳、1歳、2歳が多いのは大体想像つくんですけども、3歳、4歳の方も数名いらっしゃいます。この方につきましては、第1希望でその園しか書かれていない。受付時期も10月でございます。やはり交通の便等を考慮して、そこしか書かれていないのかなというような、あくまでも想像ではございますが、そのように捉えております。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 細かいことはまた今度の一般質問でやろうかなと思っているんですけども、基本的には、全員が車を持っではるってわけでもないし、自転車で送りたいという方も、歩いて行きたいという方もおられるから、もう近いところじゃなかったら行きませんよという方がおられるのは分かっているんですけども、基本的には全部ちゃんとここにも空いています、ここでも大丈夫ですよというのはやった結果ということでよろしいですかね。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。考えていますか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 今、當麻のほうの民間こども園が開園したんですけれども、外から見ると、外の周りのほう、まだちょっといろいろされているような感じなんですけど、それは完全に終わるのはいつなのかというのを聞かせてもらえますでしょうか。

藤井本委員長 その件については、次にお話を求めていますので、次のとき、今日、この次やね。全体としての説明がございますので。

川村議長。

川村議長 先ほどのちょっと戻らせていただくんですけど、今、副市長のほうから先ほど延長保育のことについて答弁をいただきまして、ぜひしっかりと調査をしていただきたいというふうに思います。私も議事録をずっと見ておりました。やっぱり答弁の中で、これまでの条例改正の折に、議会にも市長は報告を承認いただいたというふうに言っていたいたんですが、その当時のことも、しっかりと法令審査会とかにもかけていただいたかどうかというところら辺も説明もいただいていたと。ここが私、議会としては少し不足する部分かなとい

うふうに指摘もさせていただいているところなんですけれども、さておき今回、今、この延長保育料の返還が済み次第、ここにつきましては調査をしていただきまして、その際、ちょうど委員会のときに、谷原議員も監査委員会で報告をしましたかというふうな質疑も出ておりましたので、私のほうも、議会として委員長がそれを受けていただいているという趣旨もありますのでね。もちろん自分の記憶の中で確認したんですよ。議事録というよりも。当時、私ここにおりましたので、その確認というのは、ここにいてメモっている中で確認をさせていただいたんですけど、そんな意見も出ているので、正確的には議事録をもう一回出た段階で見ていただいて、調査をしていただきたいというふうに思っています。当時、議会にもちゃんと報告して、そういうプロセスを踏んでもらったかということにつきましては、不明瞭なところもありますので、それで委員長のほうも、監査についても議長と相談しますというふうに、そのときに言及していただいていたので、まだ今の段階では、その辺りが確定しない限りできませんので、申し訳ないんですけどちゃんと調べていただいて、また報告をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い、ちょっと戻りましたが、私もさっきからいろいろと自分のメモを出して、見させていただいたら。委員長それで、多分そのようなやり取りやっただと思うんですけど、よろしいですね。お願いいたします。

藤井本委員長 今、議長からもご意見いただきましたけども、これ傍聴されている方、傍聴というか配信等で見られる方おられますので、現時点で3月議会の議事録というものについては、まだ完成しておりませんので、議事録の中でという言葉をもとに言ったということでお話を進めていますけど、今調べてもらっても議事録まだ完成していないということだけ申し上げておきたいと思います。

それ以外、今、議長がお話しされたとおりで、議長とそういうことでお話を進めているところがございますので、先ほどの件、よろしくお願いいたします。

戻りまして、ないですか。

杉本委員。

杉本委員 先ほどの議第39号との保育士の人数の件との兼ね合いになるんですけども、これ、お願いになると思うんですけど、これ県がどういう判断するかというの分からないですけども、全体的な動向としては、見れる人数が減るという動きなんかとは僕は懸念しているんです。待機児童に関しては僕ずっと言うて、保育士の確保とかも待遇とかも市長やっていただいて、順調に回ってきていたかなの矢先かなと僕思っているんです。ただ、これをベースに考えたときに、葛城市の3歳、4歳、5歳のクラスの人数割って、これが出るという前提で考えたときに、何人保育士が足らなくなるって分かってくると思うんですよ。足らんというか、足さなきゃならないということですよ、単純に。これは年内で緩和措置あるとしても、その辺の報告を厚生文教のここの委員会、次までに分かる範囲でいいので、こういうふうになっていきますとか、何人ぐらい増やさなきゃならないですとか、いや、まだ大丈夫ですというのはもう全然大丈夫でいいんですけども、やっぱりそこ逐一見とかんと、せっかくここまでうまいこと待機児童対策できてきているのに、これ3歳、4歳、5歳やったらそこまで影響ないかなと思いつつも、これでも葛城市の子どもらの数に当て込んだら、ま

あまあ先生を足さなあかんのと違うのと思っちゃったりもするので、その辺だけ委員長、次聞けるように。先ほど議長おっしゃったように、緩和している部分とかって当て込んだときに、ほんまは何人保育士、次、足さなきゃって言い方悪いんか分からないですけども、子どもらが安全に保育所へ行くという前提で、これつくられているのも分かるんですけど、それはもうテレビとかでもニュース見ている、それは保育士の質やと思うんです。それでこれだけまたぐっと締めつけるようなことをしたら、また保育士が離れていって、何かちょっと逆効果のような気がしてしゃあないんですけども、葛城市の場合はやっぱり保育士の待遇もいいですし、この前も給料も上げていただいてということもやっていますというのは大前提にしたときに、なかなか苦しいなと思うんですけども、それをめっちゃう懸念しているので、委員長、その辺の情報だけ求めるようお願いしときます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 ご心配ありがとうございます。この話は国のほうから流れてきた、法令で国の基準が変わったということでございます。ですので、その法令に沿って各地方自治体はその条例文の訂正に入る、その基準に準ずるということの作業に入るわけなんですけども、この附則の部分を実は一番気にいたしました。この法令の部分におきまして、当分の間というこの文字が入ります。この意味をどう解釈するのかというところが実は一番今回の条例上程に当たって議論したところでございます。やはり国のほうも、この基準をきつくするといいますか、手厚くすることにつきましては、保育士の不足の部分に非常に気にした部分について、今回の附則のこの文言が入っていると。ですので、今現状において、その基準に準ずる形に持っていけば、逆に待機児童等、保育の需要を賄えないということを理解してのその基準の改正であったという理解をしております。委員ご指摘のとおり、もしその基準が準用されたのであれば、どうなるかという分析はさせていただきたいと思います。当分の間の理解というのは、ある種した上での条例の改正であるというご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 朝から条例の改正のところでも、増田委員ほかいろんな何人からも出ておりました。

これについては動向等をよく調べて、ここで発言していただいたわけですけど、いわゆる想定できると、非常に危機感を想定できるということで、今、委員各位も皆、そういう認識でございますので、その動向と数の問題とか今後の対応について、随時説明を求めていると思いますから、どうぞよろしく願いいたします。杉本委員、それでよろしいか。

ほかこの件ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、2番の就学前児童の保育と教育に関する事項についてを……。ごめんなさい。1つ私も先走ってしまいました。

次に、當麻せいか子ども園が5月より開園しましたけども、現在も工事が行われてという部分があるようですので、その當麻せいか子ども園の進捗状況について、理事者より報告をお願いいたします。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

ご心配いただいております當麻せいか子ども園の状況についてご報告させていただきます。開園の遅れで皆様にご心配をいただいております當麻せいか子ども園につきましては、5月1日に無事開園いたしました。敷地面積にいたしますと6,150平方メートル、鉄骨造の2階建て、延べ床面積1,840平方メートル、現在保育士26名の方と、そのほか5人の職員の方が勤務していらっしゃいます。5月11日、土曜日でございましたが、入園式が行われました。定員は165人に対しまして、市内市外合わせて約70名の児童のスタートとなりました。先ほどもご質問いただきましたが、外構部につきましては、少し工事の遅れ、どうしても週末の子どもたちの通園のない時間帯を狙って工事されておりましたので、土日に集中しておりましたが、天候の都合で少し遅れていたというふうに聞いております。ただ、本日の朝も少し見てまいりましたが、外構につきましても、遊具につきましても、中庭につきましても、ほぼ完成にある状況で、今月の末には完成するという旨の園からの報告をいただいております。また、その完成を受けまして、7月の中旬ぐらいというふうにおっしゃっていましたが、見学いただく機会を設けたいというふうな申出もいただいておりますので、申出をいただきますれば、詳細を皆様にご報告、ご連絡させていただきたいというふうに考えております。報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま報告願いました當麻せいか子ども園のことでございますけども、ご質問ございませんでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 見学云々というのは別に行けばいいと思って、行きたいのは行きたいですけど、開園して70名の子どもたちがちゃんとどう過ごしているのか、新しいことなので、例えば前の駐車場の問題とか、送り迎えの問題とか、中身の授業のこととかって僕はそっちのほう気になるんです。そんなんがうまいこといつているに決まっていると僕は思い込んでいたんですけども、その辺の様子を教えていただけたらな。あと給食がどうかであったりというのは、今の段で教えていただけたらなと思います。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、送り迎えの送迎の車でございますが、駐車場は約30台から置かれる状況になっておりまして、まず外構の中でもその部分を先に工事されております。現在は全てもうアスファルト敷き、白線引かれて車止めもある状況ですので、車の混雑等もないように警備員の方も置かれている状況でございます。あと、ちょっと園庭がまだ完成していないということで、子どもの外遊びというのはなかなかできない状況であるかなということで、それも聞かせていただいていたんですけども、園のほうからは、2階建てのところで少し長めの屋根のついたテラスのあるような状況で日陰ができるようなテラスがございます。そこのテラスで遊んだりとか、あと遊戯室にトランポリンとかも置かれているようでございますので、そのトランポリンを使って子どもたちが体を動かすというようなことで、毎日の体の動かし、運動というのはされておられるようです。

給食につきましても、すごくこだわりのある給食を提供されておられまして、子どもたちから、中の給食を作っている様子が見られるようなガラス張りの給食室になってございます。子どもたちが食べる、ランチルームというふうに呼ばれていましたけども、そのランチルームには、せいかのシンボルらしいんですが、暖炉も一部設けられていて、そこで子どもたちが集まってお昼を食べておられるというような状況で現在聞いております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。今始まったばかりで、定員と今おる人数、単純に考えたら掛ける2じゃないですか、マックス。となったときの具合というのもまた変わってくると思うので、その辺の、ほんで中に関しては、僕は安心して見ていますけども、その辺もしっかり見ていただくようお願いしておきます。

藤井本委員長 ほかにないですか。

増田委員。

増田委員 改めてちょっと確認だけしておきたいと思います。これ当初の開園の予定はいつであったのかということと、もし遅れたのであれば、その原因について教えてください。それから、165名に対して70名、これは想定内、このぐらいでスタートをする予定であったのかどうか、この3点お願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、当初の予定でございますが、当初は、去年の今頃はまだ、今年、令和6年の4月1日の開園を目指されておられました。その後、造成が済んだ後に、上ものの建物の入札が行われまして、建築業者との打合せをされたようでございますが、それが7月、8月になってからだったとございます。当時の昨今の建築資材の高騰や人材不足、働き方改革等がありまして、どうしても4月の開園には間に合わず、5月の開園になりそうだなというようなご相談を受けたのを覚えております。その後、入札が済んで、業者のほうは決まったようですが、答えは変わらず、何とか頑張っても、どうしても1か月遅れるというようなことでございましたので、補正予算のほうにおいて繰越明許の設定をさせていただいたかと思います。その件につきましても、同じく、繰越した後に、あくまで予定どおりというふうには言い過ぎかもしれませんが、1か月遅れが予定どおりであったというふうに捉えていただければ、何とかその1か月で何とか開園までこぎ着けられたというような状況でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 あと。

西川こども未来課長 あと人数の件でございますが、先ほど、165名の定員に70名のスタートとなったというふうにお答えさせていただいたと思います。これはあくまで結果ですので、臆測になりますが、4月時点で開園されていたとすれば、當麻せいか子ども園に4月から行かせようと思っておられた保護者もやはりおられたのではないかというふうに思っております。5月からお願ひすることで、4月中はご家庭で保育できる方については、そちらをお願いしま

すと、それが難しい場合は代替保育といたしまして、せいかの関係の小規模保育所であったり、公立の磐城第2保育所で一時的にお預かりはさせていただいたんですが、それでもやはり、當麻せいか子ども園が、4月でなければほかという方もおられたように思います。せいかの認識としては、もう少し来ていただけたらなというふうに思っておられたんじゃないかなというふうに、あくまでこれ私個人の意見ですが、思っておりますが、実際70名の方、スタートされまして、その後聞いておりますと、結構毎日のように、保育所の見学のご相談を受けておられるようで、ほぼほぼどなたかが見学に来られるというような状況で聞いていますので、今後この定員につきまして、入所の人員につきましては、今後増えていくのではないかなというふうな思いを持っております。よろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

西川こども未来課長 あと、現在の状況でございますが、當麻せいか子ども園、今お預かりされている子どもというのは、0歳、1歳、2歳、主に0歳、1歳、2歳のお預かりで、4歳、5歳についてのお預かりは現在されてはおりません。

まず、保育士の手配ということもありますし、今後の運営のことも考えておられるようですので、今後もちろん持ち上がりも出てまいります。その際のことと考えて、現在4歳、5歳の受入れはされておられませんが、今後、4歳、5歳の受入れもしていくように聞いております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 5月の想定で予定どおりというふうなご報告でございますけど、分かりました。最後のところで、4歳、5歳、受け入れていないと。園の方針もあつてと。私もほかのところで若干その話を聞きました。なかなかいろいろと園の方針といいますか、考え方といいますか、教育方針といいますか、当初から、そういう方針にのっとった教育を貫いていきたいというふうな趣旨のことも若干聞いたんですけれども、それに変わりないという確認、今ご報告でしたので、そういうことなかなと。当初、小さいときから、こういう子どもに育てたいという、1つのポリシーをお持ちの考え方がそういうふうになったのかなというふうに認識をしているわけなんですけども。ありがとうございます。結構でございます。

藤井本委員長 ほかに質問、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございます。これで、2番の就学前児童の保育と教育に関する事項については以上といたします。もう進行しながら、職員の入替えというていいんか、そのまま入ってくれてはるね。そのままその席でお願いをいたします。

次に、3番、小・中学校における児童・生徒への支援に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、内容として2点でございます。

まず、i Space及びI room、I roomプラスの現在の状況について、理事者より報告をお願いいたします。

森本学校教育課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、小・中学校の不登校生支援のための学びの場として設置しております I r o o m、i S p a c e、I r o o m プラスについて説明をさせていただきます。

初めに、資料の 1、I r o o m についてでございます。学校に登校はできますが、クラスの教室に入れず、保健室登校や別室登校、放課後登校等をしている状況がありましたので、令和 5 年度より、各学校に不登校の児童・生徒が通える教室を設置し、学校に登校しにくい、登校したくてもできない、教室に入れない子どもたちの学びの場や居場所として不登校未然防止のため、全小・中学校に I r o o m を開設いたしました。また、小学校 2 校、中学校 2 校の合計 4 校には専属の不登校支援員、サポートティーチャーを配置いたしました。令和 6 年 3 月時点での令和 5 年度の登録者はこの 4 校で 60 人、一時利用を含めた利用者は延べ 3,041 人、月平均 253 人の利用となっております。ちなみに、令和 6 年度 1 学期現在の登録者は 43 人でございます。成果といたしまして、I r o o m の利用を経て教室で過ごせるようになった児童・生徒が複数人ございます。先生方からは前年度に不登校だった児童が I r o o m に行けるようになってとてもよかった、不登校傾向のある児童の保護者にとって、I r o o m は安心材料の 1 つになっているというような意見をいただいております。また、児童からは、気持ちがしんどいときに休むという選択しかなかったが、I r o o m で過ごすという考えを持ってから、学校に来るのが少し楽になった。また、自分は今教室で勉強ができているんだと思え、教室には入れないことへの後ろめたさが少し消え、楽になれたなどの意見をいただいております。

次に、資料 2 をお願いいたします。i S p a c e についてでございます。令和 5 年度 3 学期からは学校に登校できないひきこもり傾向の児童・生徒のためのつながりの場として、インターネット上のバーチャル空間に i S p a c e を開設いたしました。i S p a c e は、ほかの人と会話をしたりチャットをしたり、人とつながることができるもので、現在複数の利用登録がございます。平日の 13 時から 14 時の開設時間には、こども・若者サポートセンターのカウンセラーや学校教育課の担当者が常駐をしております、こども・若者サポートセンターのカウンセラーの方とつながることで、i S p a c e から I r o o m、そして教室で過ごせるようになった児童・生徒もございます。

続きまして、資料 3 の I r o o m プラスについてでございます。令和 6 年度からは、さらに学校に行きづらい子どもたちの学びとつながりの充実を図るため、新庄小学校区の学童保育所新棟の中に、I r o o m プラスを開設いたしました。こちらは小学生対象の適応指導教室となっております。当面は学校の授業がある日の午前中、学童利用者のいない時間帯の 9 時から 12 時の利用としておりまして、現在複数の利用登録がある状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ただいま 3 件、報告を願いました。このことについてご質問ございませんか。ないですか。

杉本委員。

杉本委員 この I r o o m プロジェクトというか、これはひきこもりの数を減らす、ひきこもり対策

というか、の根本的に藤井本委員長が一般質問やられてから動き出したプロジェクトのような気がしているんですけども、これ今、ひきこもりの数は、その後減っているんですかね、効果としてというか。今おっしゃったフォーマットは分かります、なるほど。それも分かるし、やられていることも難しいことやというのもすごく分かりますけど、ここまでやってどんな成果が出たんかがいまいちあんまり見えていなくて、ちょっとその辺を教えていただきたいのと、先ほど i S p a c e のほうは複数人という説明やったと思うんですけど、何人ぐらいなんですかねという。ここ2つ気になったので、お聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長 いけますか。

椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。I r o o mプロジェクトといいましょうか、この取組につきましては、先ほど言っていたように、令和3年の藤井本委員長のほうから、いわゆる不登校の子どもたちの数が、本市もそうですけれども、全国的に増加している。その対策、支援として本市が独自にやらせていただいているところでございます。成果ということでございますけれども、実際のところ、不登校といいますか、学校に来づらい子の数的には、実際は令和3年度、令和4年度、令和5年度、昨年度まで見ても減少というところまでは行っていません。ただし、これも不登校の定義が30日以上長期欠席の中で、行きたくても行けない子どもという定義をしておるんですけれども、実際30日を超えると、不登校の数というところには累積で入ってしまいますので、その数が減少するということには至ってないんですけれども、先ほど課長のほうの答弁にもありましたように、それぞれの子どもたちの様子を見ると、今まではなかなか学校に来れなかったんけれども、学校に自分の居場所を見つけることができるという子が非常に増えているというふうに感じているところです。実際、これ令和5年度の昨年度の数字から見ますと、中学校で特にそれが顕著に表れているんですけれども、その不登校の子どもたちの中で、実際、教室、また学校に戻ることができたというような子どもの率なんですけれども、その率が令和5年度は、本市の場合は、登校できるようになった割合が72%になっています。これは令和4年度50%、51%ぐらいでしたので、学校、教室に戻れるようになった割合というのが20%近く増加しているというところが、このI r o o mの一番の成果であるというふうに私は思っています。

もう一つ聞いていただきましたこの i S p a c e、また、今年度始めさせていただいた I r o o mプラスについては、もう学校に来れない子ども、また、家からもなかなか出にくい子どもというのを対象にしておりますので、この i S p a c e はもともとその子どもたちの数というのは本市ではそれほど多くなかったところでもございますので、今、登録が複数名というのは、ちょっと人数まで言うと、特定されるということもあってもいけないということで、今そういう表現をさせていただいておりますけれども、実際、ここに入って、そして心理士とつながって、そして I r o o m に来れるようになって、今、今年から教室復帰できているという子どももおられますので、これも一定の成果があったというふうに思っています。

もう一つ、今年つくらせていただいた I r o o m プラス、この i S p a c e も I r o o m

プラスも、こども・若者サポートセンターが基本的には所管してやっただけの学校外施設というふうには私は認識しているんですけども、そのI r o o mプラスも、小学生の子どもたちが、この当麻にあるふたかみ教室、ここまでなかなか来れない現実もありましたので、新庄学童の午前中をお借りさせていただいて、職員を配置して、学校に来れない子どもを受け入れようというところで、これについても複数名の登録があり、実際に来ていただいた子どももおられるというような状況でございますので、今後、ほとんど学校に来れなかった子どもたちも、つながりを見つけて、そして安心できる自分の居場所を見つけて、社会に自立していただけることを私どもは願って、この居場所づくりを充実させていただいたというところでございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 難しいので、不登校ですよね。ひきこもりと言っちゃった、そうなんです。難しいんです、これ言い方も。ほんで、全体的に不登校の人というの、ほんまにただサボっているだけの子もおるし、ちゃんと理由があって来れない子もおるしというふうになったときに、数字としては、なかなか減らないのかなとか思ったりもするんですけども、しっかりとしたターゲット層って言ったら言い方悪いかわからないですけども、そこに対しての効果は出てきているという考えでいいですよね。そこ以外の子らというの、これからは対象になっていくんですかね。今やられていることというのは、行きにくいとか、言い方難しいですけど、人付き合いが難しいとかいう、そうなんかなと思うんですけども。単純に、コロナが明けて、僕がたまに聞いたのは、コロナ明けてサボり癖がついちゃったと。もうほんま学校行かへんと。そういう子が多々おるというのも聞いているんですけど、それも言うたら不登校っちゃ不登校じゃないですか。今やられていることに関しては成果が出たのは、今お聞きしてなるほどなと思いました。ただ、そこも葛城市の子どもたちの不登校やと思うんですけど、その辺の見解というのは、今は何も進んでいない感じなんですかね。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。サボりという表現がいいのかどうか分かりませんが、その心理的な要因ではなくて学校に行きづらい子、行きたくない子もおるというのは当然認識もさせていただいています。その子らの居場所としてもI r o o mは開放しています。このI r o o mのコンセプトについては、これも前もここでもお話しさせていただいたかも分かりませんが、学校に適応させようということではなくて、その子どもに学校が適用していこうというようなコンセプトで始めさせていただいていますので、なかなかいろんな状況で学校に来れない、来たくないという子どもも、このI r o o mに来て、自分がやりたいことを自分でいわゆる、今日何をやるのかという計画を立ててできるように、その部屋は設けておりますので、そういった意味では、先ほど委員おっしゃっていただいた子どももI r o o mに登校支援を私どもはさせていただいているところです。実際そういう子どももおられます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 もう難しい問題で、いきなりぱーんってやって全て成果が出る問題じゃないというのは、もう全然認識しているし、ほんまに難しい問題に取り組んでいただいているなと思うんですけども、やっぱりそれはもう大前提、みんな楽しく学校に行きましょうよとか、そういう前提のことやと思いますので、時間かかるかも分からないですけども、引き続き、一生懸命やられているのは分かっているんですけども、頑張っていたきたいと思います。また、いろいろ成果、成果と言ったら言い方悪いかも分からないですけども、効果というか成果というのは、また引き続きよろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 非常に私も I プロジェクト、感心をしておりますし、いい取組を一生懸命やっていただいているな。小・中学生の居場所づくりということで、過去、昔の子どもたちは家で閉じ籠もったという形から一步を踏み出す機会を、真ん中といいますか、学校と家庭の間につくっていただいているというイメージなんですけども、先ほど教育長からもお話ございましたように、最終的に社会復帰を目指していただくという、これも当然のお話だと思うんです。ここにもありますように、小・中学生に対するこういう I r o o m 対策を講じていただいている。こども・若者サポートセンターという 1 つの次のステップで、いろいろお世話、ご相談をしていただくというつなぎにはなるかと思うんですけども、そうじゃなければ、そこで途切れてしまうのかなという、中学校を卒業して、その次の世代の対応、つなぎをどのようにされているのかな。恐らく、こども・若者サポートセンターが引き続いてご対応、ご指導いただいているのかなと思うんですけども、中学校以降のお考え、対策があればお聞きをします。

藤井本委員長 鬼頭主幹。

鬼頭こども・若者サポートセンター主幹 こども・若者サポートセンターの鬼頭です。

小・中学校以降の対応について、こども・若者サポートセンターのほうがいかにいつもつながって支えていけるかということなんですけども、まず、ふたかみ教室のほうなんですけども、こちらのほう、中学校の子どもだけ対応するのではなく、卒業後の子どもも来ていただくということで、声かけさせていただいております。今でも卒業後の子どもも来ていただいているという事例もございます。そのほか A I 相談のほうも、中学校の子どもには具体的に相談を書き込んでいただいてやり取りさせていただいているんですけども、こちらにつきましても、卒業後の方にも I D をお知らせさせていただいて、引き続きご相談とかつながりを持って支援していけるような体制を取っております。大きくはこの 2 点かと思います。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。いろんなパターンで学校に行きたくない理由があると思うんです。私が知っているあるお子さんは、中学校でいろんな行きたくない症状が出て、非常に優秀なお子さんだったんですけども、家におられた、当時というか 20 年前ぐらい。ところが、高校には、普通県立高校に行かれ、最終的には日本でもトップクラスの大学を卒業されるという、そういう事例もあって、私はその子を見たときに、やはり何かの機会で本線に戻るといいま

すか、吹っ切れるといいますか、そういう乗り越える1つのタイミングというものを持たれたんかなと。それには本人の力もさることながら、周りのバックアップがあって、何か行きたくない症状の壁をみんなで支えて越えられたという、何かそういうふうなことで、社会復帰といいますか、本線といいますか、通常の学生に戻られたというのがあるので。私は何が言いたいかというと、非常にそういう不登校の方のお世話をするというのももちろんなんですけども、何かそこに戻る、通常の学校教育の本線に戻る努力、乗り越える手助け、そんなこともこのI r o o mのところでやっていただいているのであろうなというふうに思いますが、ちょっとその辺のご所見だけお聞かせを願いたい。復帰されていますよというふうなご報告もお聞きをしたいなと思うんですけど。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 先ほど私も話しさせていただいたとおりなんですけれども、この後、I r o o mに関わっていただいているサポートティーチャーの人員であったりとかその辺の話もさせていただくんですけれども、まずは、このサポートティーチャーって、常駐して子どもたちに直接支援、指導してもらう方々については、管理職、経験者であったりとか、元の養護教諭であったりとか、子どもたちの今の希望や願いをうまく聞き出せるような人員配置というのを心がけています。そういったこともうまく、今、かみ合って、子どもたちの本当に安心する居場所がつくれているのかなというふうに思っていますので、その子どもたちが今、何ができるのか、今の目標を学校生活の中で持つことは難しかったとしても、卒業して、また社会に出たときに、この子どもたちのやりたいことが見つかり、そして社会自立できるということを目指していますので、I r o o mに来たからというて、すぐに国語、数学を勉強しなさいとかではなくて、この子どもたちが持っている可能性、そして、この子どもたちが持っている潜在的な能力をしっかりと自分の安心する居場所で見つけられるようなサポートをしていきたいというふうに思っていますし、今現在やっていただいているところかなというふうに思っていますので、委員おっしゃっていただいたように、私も過去になかなか中学校に、学校には来れなかったんやけれども、社会人になってすごく活躍しているという私の教え子も何人もおりますので、そういった意味で、このI r o o mが子どもたちの安心できる居場所になればいいなというふうに思って、今運営させていただいているところです。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。そういう乗り越えていただいて、社会復帰、一人でも多くのお子さんのお手伝いをしていただけたらなと思います。間違っただけといいますか、誤解をしたらあかなと思うのは、学校に行きたくないから、そこが逃げ場であるというふうな、悪い意味での逃げ場所になって、甘えが続くようでも困るなど。私、体育系なんですけども、力がついたらと思った、記録が伸びたという経験は、必ずその裏に乗り越えた経験があるんですよね。しんどい、ここ、これもう一本はしんどいなと思ったそれを達成したことによって、1つランク、力がパワーアップする、記録が伸びると。そういう1つの体育系の経験もあるんですけど、ある意味、子どもたちの能力の進化というんですか、伸びるというのは何かをつ

らいけども、乗り越えるんだという、そういうことを教育として持つべきやなというのを私も体験もしましたし、いろんな意味でそういうしんどさを乗り越えるということも教育の中に取り入れていただいて、この壁を越えられる子どもをたくさん教育、指導していただくようによろしくお願い申し上げます。

以上です。

藤井本委員長 最後は要望でいいですね。

増田委員 はい。

藤井本委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 本当に登校率が50%から71%、本当に20%、目に見えてその効果は上がってへんけども、登校率の面を見ると、本当にI r o o mの効果というのは非常にすばらしいなと私は思っております。私がお聞きしたいのは、ふたかみ教室とI r o o mの違いですね。ふたかみ教室は以前からありますけれども、ふたかみ教室というのは、学校には行けないけれども、ふたかみ教室でお世話になる。私の考えですよ、I r o o mというのは学校に行けるけどもクラスに入れないという、こういう認識でよろしいんでしょうか。I r o o mとふたかみ教室の違いですね。ほんで、僕もよう分からんねんけども、どっちかというたら、今現状を見ると、I r o o mを利用する子どものほうが多いのかなと思うんですけども、現状、どういう、立て分けですね。そういうふうなのはどういうふうに考えたらいいんか教えてください。

藤井本委員長 両方絡んでいるから、札辻主幹、答えられますか。教育委員会と両方絡んでいるからさ。

椿本教育長。

椿本教育長 基本的には、所管しているところは教育委員会とこども・若者サポートセンターという違いはあるんですけども、目標は同じです。子どもたちの社会的な自立を目指しているということに関しては、I r o o mもふたかみ教室も同じであるというふうに思っています。ただ、ふたかみ教室については、やっぱり学校に行きにくい、学校に行こうと思うと体が動かなくなったりとか、おなかが痛くなるとかという子どもたちを対象にしていますので、対象にしているって言うたらあれですけど、ふたかみ教室にご案内させていただいていますので、ふたかみ教室のほうに入級される子どももおられますし、もう今、去年からI r o o mをつくりましたので、I r o o mと併用していただいている子どももいます。そのふたかみ教室には中学生のみの入級でしたので、今年、I r o o mプラスということで、新庄小学校の学童保育に小学生を対象とした、いわゆる適応指導教室をつくらせていただいたと。これについても、学校にはなかなか行けないんやけれども、やっぱり家の外には出たいといひますか、保護者のそういう思い、願いというのが強くやはりありますので、そういった意味で、小学生を対象としたI r o o mプラスというのを、こども・若者サポートセンターと連携をさせていただいて、今年開始をさせていただいたところになります。

以上で答えになっていますか。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 担当がこども・若者サポートセンターと教育委員会ということで、非常にややこしいんですけども、保護者と、そしてその当事者といいますか、子どもの意思にもよるといふ、保護者の思いもあれば、子どもの思いというんか考えというんか、これに応じて選択することができるという、ここで自分の居場所を見つけてやるかなという、そういう自分の意思で来ていただいているということですね。分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 不登校に対するこの施策というのはいいんですけど、不登校にならんようにするということも同時にやっていったほうがいいと思うんですけども、不登校になる、学校に行きたくても行けないとか、学校には行けるけど、輪に入れない、いろんな理由がある中でも、僕が最も手を打ってほしいのは、いじめられているから行きたくないなんですけど、今、学校現場でのいじめに関してというのは、どういう調査をされているのか。これが僕、ほかの理由は大体、納得できるんです。それだけは納得できないところがあるんです。それでもなくならんと言われてもそれまでなんですけども、しっかりとした対応をしていれば、そこだけは潰せるのかなと思うんですけども、その辺の対応というか、今いろんな調査をされているのかどうかと、もう一つは、これ答えれなかったら、個人特定できんのやったら答えなくてもいいんですけども、どういった理由で不登校にならんのかなというのが、不登校になった後の対応はこれでいいと思うんですけども、その前に止めるという作業も今のうちからやっていけばいいと思っているんですけども、その辺の認識というのはどんな感じでしょうかね。

藤井本委員長 まず、いじめというものをどういうふうに把握しているかというのを、どういう形で把握してんのということで、まずいじめに関してお答えください。それと、不登校に対する理由というものが分かった時点でどうしてんのと、事前にはどうしてんのという、そういうふうにお答えください。

椿本教育長。

椿本教育長 いじめについては、ちょっと通告がなかったので細かい数字を持っていませんけれども、いじめの認知については、本市の場合については、1年間に2回の、まず子どもから直接アンケートというのをさせていただいております。奈良県のほうは年に1回というのを必須化しているんですけども、本市のほうは1学期の終わりと2学期の終わりの2回させていただいて、そして子どもたちから、いわゆる訴えがあったりとか、こういう状況を見ましたよというようなところを上げていただく中で、それらを全て聞き取りをさせていただいて、その行為等がいじめかどうかということを認知すると。このいじめ認知という数字が今、よく報道等でも出ている、その認知件数というような数字になるのかなというふうに思っております。その認知をしたいじめに関しては、学校教員が保護者、また当事者ともしっかりと話をする中で解決を目指すというところなのかなというふうに思っていますので、いじめが直接この、いわゆる今上がっている不登校という数になっていくのであれば、これは重大事案ということで、認知していかないといけないことになりますので、本市においては、それは、ここ数年、重大事案についての認知件数はないというところでございます。1点目これでよ

ろしいでしょうか。

2点目、何でしたっけ。

藤井本委員長 要因というものがあって。

椿本教育長 分かりました。不登校の要因、これについては、国のほうも、また教員のほうも、問題行動等の調査ということで、調査が来るんですけど、不登校になったきっかけというのを教員が答えて数値化されているんですけども、これなかなか本当は難しい。なぜかという、本人にも聞き取りができないところもあるし、本人の話の中で聞く内容になると、やはり友達関係であったりとか、また、教員との関係というのものもあるでしょうし、何より本人が怠惰傾向といいますか、行きたくないというのも理由の多くに上がってきているのかなというふうに思います。ただ、理由はやっぱりその子、また、きっかけというのが、その子によって大きく違うと思うんですけども、その初期段階でしっかりと教員が子どもたちを把握したいという思いはありますので、今やっている中学校でいう蓮花のA I相談室、そういったところに子どもたちが書き込んでくれる、アンケートよりも早く見つけることができる。また、小学校でも、今日のスタートということで、1日の子どもたちの気持ちをタブレットで表示させることによって、暗い顔が3日続いていたら、先生が声をかけるとかということの初期対応をしっかりとやることで、不登校の数等も、またいじめの数等も減らしていきたいというふうに今取組をさせていただいているところです。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 次聞こうと思った、A Iの相談のやつもちゃんと機能しているということです、機能しているという失礼ですね。ちゃんと活躍できているということですよね。先ほども言いましたけど、不登校になった子らの対応としては、今のところこれで前向きにやっていただいたらいいと思います。それを止める作業というのもしっかりやっていただけているという認識でよろしいですね。やっぱりいじめ等と人間関係、いじめと人間関係って似て非なりみたいなところあるので、難しいことを言うているのは分かるんですけども、そこもしっかりやっていただけたらなと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

柴田副委員長。

柴田副委員長 私もちっとお聞きしたいのが、不登校が減少していないというお話があったんですけど、数字をもしお持ちであれば、令和3年、令和4年、令和5年の不登校の数、全体の数を教えていただきたいのと、それから、先ほど杉本委員からも出ていたんですけども、不登校の子どもたちが、居場所としていろんな選択肢があるというのを今いろいろつくっていただいているので、すごくすばらしいなというふうには思っているんですけども、不登校になる前に、やはりうちの本当にすばらしいA I相談システムというものがあって、そこで、多分不登校になる前っていろんな悩みなり、何かいろいろもやもやしたものがあると思うんですけども、それをA I相談のほうに投げかけているのかなというのが、私の、言えば、

知りたいところなんです。そういった具体的に何があるからとかというんじゃなくて、そういうもやもや感を子どもたちが正直にA I相談システムのほうにぶつけているのかなというところを、具体的にというのはかなり難しいし、私も別にそこまでとは思ってないんですけども、肌感覚で、例えば臨床心理士の方が感じ取っておられて、何か対処をされているのかというのを聞かせていただきたいなというのがあるんです。私いろいろ、A I相談システムの説明はもう何度も聞かせていただいて、相談件数の多さにすごく毎回びっくりするんですよ。こんな件数受けていただいていて、うちのA I相談システムの特徴というのは、ただA Iが答えているだけじゃなくて、そこに臨床心理士の方が答えの選択肢もいろいろ選択していただいたりとか、独自の回答を投げかけていただいたりとかしているというのは十分承知しているんですけども、その中で、やっぱり不登校になるんじゃないかなというか、そういうふうな傾向にある人たちを、ちゃんと何か把握してられるのかなというところを、もし聞かせていただければ、聞かせていただきたいです。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。よろしくお願いします。

私のほうからは、不登校の人数について回答させていただきます。こちらにつきましては、コロナ禍を経まして、全国的に増加しているところでございます。本市におきましては、令和3年度で小・中学校合わせて102人、令和4年度も102人、令和5年度が108人と、少し微増しているような状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 鬼頭主幹。

鬼頭こども・若者サポートセンター主幹 こども・若者サポートセンターの鬼頭です。

A I相談で心理士が対応してくださっていることについてなんですが、基本的には相談を周りの人とかにしていいたという相談するということに、まず、慣れていただくというようなことが主になってくるのかなと思っております。その相談の中でも、すごくシビアな内容のような相談がありましたら、そのときに対応を取らせていただいたりというのと、そこに至らないまでも少し心配なご様子であれば、学校での相談につなげるような声かけとかはしておるような状況だと思います。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 減少はしていないというのは、この数字から分かるんですけども、A I相談は本当に抽象的になってしまうと思うんですね。子どもたちもはっきりとそういうことはなかなか言語化できない部分もいっぱいあると思うので、そこで何かキャッチして何とかというのは、ないとは思うんですけども。私たちってA I相談システムが、これ杉本委員も、機能しているかどうか、機能という言葉が果たして正しいかどうかちょっと分からないんですが、数字的なことでしか、なかなか結果って見れない部分もあるので、減少していないというのは、そういうところの部分も、相談システムの部分もなかなか難しいのかなというふうな印象も受けるんですが、すごくやっつけてくださっているのはすごくよく分かるんですけども、その辺りが、児童・生徒、特に中学校の生徒たちに対してのA I相談システムに対してのアンケ

ートとかは取られたことってあるんでしょうか。A I 相談システムがあってよかったとか、そういうふうな単純でもいいんですけど、生徒に対してのアンケートというのは取られたことってあるんでしょうか。

藤井本委員長 札辻主幹。

札辻学校教育課主幹 学校教育課、札辻でございます。よろしく願いいたします。今のご質問にお答えさせていただきます。

学校でのA I 相談を使っただけの子どもたちへのアンケートは実施いたしておりません。
以上です。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 結構、使っている当事者たちの声ってすごく大事かなというふうにも、私思っているんです。だから、年1回でも2回でもいいんですけども、使ってどうなのかなという単純なものでもいいので、当事者たちにぜひ聞いていただきたいなというふうに思います。今回、私がちょっと言ったことは、すごい難しいし、見えないというか、なかなか可視化できる部分ではないので、また、A I 相談システムもまだ始まって2年ぐらいということで、結果というか成果というかが出るのも、なかなか、まだまだ長期間見ていかないとけないのかなというふうに思っているんですけども、使っている当事者たちの声を直接聞く機会を設けていただきたいなというふうに要望しておきます。

藤井本委員長 要望だけでいいですね。

ちょっと今の質問の中で誤解があったらあかんで、確認だけ私のほうからさせてもらいたと思います。不登校の数が何人ですかという質問の中で、若干、数人ですけど増えていた。先ほどからI r o o m等ができて、学校の登校率は上がっているという中で、考え方ですけども、全く、例えば1年間来られなかった方が半分来られたとすれば、30日間以上の方、休まれた方が不登校とカウントするので、来られるのは増えているけども、不登校生としてはそのままです。こういう考え方でいいですよ。1年間のうち半分休まれる方がおられて、それが3分の1まで来られるようになったと。登校率は上がったけども、30日という基準があるので、不登校の方の改善はあるんだけど、不登校生の数のカウントの仕方としては、変わらないというんか若干増えているという考え方でいいですね。いいか悪いかだけ。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本です。

今の委員長の説明のとおりです。

藤井本委員長 そういことですね。分かりました。

ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、次に、不登校支援員の現在の状況と今後の展望について、このことについて、関係しますけど、理事者からの報告をお願いいたします。

森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本です。

それでは、続きまして、不登校支援員・サポートティーチャーについて説明させていただきます。不登校支援員は I r o o m に来られる児童・生徒の社会的な自立を目指し、社会で生きる力を育み、幸せな人生を送ることができるようになるために、児童・生徒一人一人の理解に努め、自主性を大切にし、子どもの可能性や能力を伸ばすことで、個別最適な学びの場を保障するための体制整備としまして、令和 5 年度は、専属で会計年度任用職員を 4 名配置しておりましたが、さらに令和 6 年度は全ての小・中学校に常駐で不登校支援員を配置するための予算を計上し、現在 7 名の支援員の方に指導をお願いしている状況でございます。支援員には管理職として退職された先生など、教員免許を持たれている方や養護教諭を退職された方を採用し、全ての小・中学校に現在配置ができている状況でございます。今後につきましても、教育部として、誰一人取り残さない学校教育の実現を目指し、子ども一人一人の理解に努め、自主性を伸ばしながら、社会的な自立に資する支援を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 ただいま I r o o m 等の不登校支援員のことについて説明を受けました。このことにつき、ご質問ございませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 不登校支援員の具体的な役割というか、お仕事、それを教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 札辻主幹。

札辻学校教育課主幹 学校教育課、札辻でございます。ご質問ありがとうございます。

支援員の先生は、学校では I r o o m の先生と呼び、サポートティーチャーとして常に、朝から子どもたちが下校するまで常駐でいてくださっています。そして、子どもたちが来ましたら、迎え入れていただき、そして、子どもたちがその日に何をするかという予定を自分で立てますので、その立てた予定に沿って支援をいただくという形です。学校の先生方の指導ではなくて、子どもたちが自分たちで決めた内容、それを支援するという形で、常に一人一人の子どもの自主性を高めるために、そばにいて見守ってくださっているという先生の教室でのご様子がございます。

以上です。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。不登校支援員の方は、対子どもだけ、児童・生徒のみの対応で、例えば保護者の方への対応もちょっと関わられるということはないんでしょうかというのと、7 名の方が今いらっしゃるということなんですけど、その方はもう本当に固定というか、一旦決めた学校にそのままずっといらっしゃる、絶対に変わらないという認識でよろしいんでしょうか。

藤井本委員長 2 点いけますか。

札辻主幹。

札辻学校教育課主幹 学校教育課、札辻でございます。ご質問ありがとうございます。

まず、保護者との関わりについてですが、この I r o o m の仕組みは、チーム学校として、学校を運用していく中での 1 つのシステムでございます。ですので、学校の中に教育相談コーディネーターという先生を 2 年前から設置していただいておりますので、その先生が I r o o m の先生との連絡調整をしてくださいます。そして、コーディネーターの先生が、また学年や管理職の先生、それぞれいろいろなお立場にある先生等と連携を取って、保護者の方等にもご対応いただくということになっておりますので、I r o o m の先生が直接保護者の方とご対応なさるといのは、一応原則、基本といたしましては、今のところはございません。ただ、児童の方で小さいお子様が登校されたときに、お母様と一緒に来られて、そこでお母様とお会いになるというようなことはございますが、そういうふうなところで、学校の仕組みとしてご理解いただいた上で活用していただいているというような状況でございます。これが 1 点目の回答とさせていただきます。

2 点目は、7 名の先生は各学校の I r o o m の専属ということで、ご勤務いただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 ありがとうございます。以前ちらっと聞いたのが、先生がたまに変わったりして、児童・生徒が不安になるということ聞いたので、本当に専属の方がいらっしゃるというのは安心感を与えると思うのでいいと思いますが、保護者の方は一旦、保護者の方との接触というのは、教育相談コーディネーターと、まずそれに、その方から聞いた教員の方々が接するということで、不登校支援員の方は直接保護者とは関わらないというのが基本というのを今お聞きしたんですけれども、そういうふうになっているのは仕方ないと思うんですけど、直接の声を聞きたいという保護者の方も、もしかしたら自分の子どもの様子とかを直接知っている人に聞きたいという方も多分いらっしゃると思うので、これからそういったことも考えていっていただきたいなというふうに思います。

藤井本委員長 要望だけでいいですね。

ほかに。

杉本委員。

杉本委員 記憶と僕の認識が間違っていたらあれなんですけど、I r o o m って全校にありましたっけ。最初から。

藤井本委員長 最初は違う。今年から。

杉本委員 今年からやんね。今年 7 校全部やって、僕の認識が間違っていたらあれなんですけど、これ全部 7 校の I r o o m に、生徒たちは何人かちゃんといてるんですかね。その辺の利用、何か僕、記憶がちょっと、何で全校にあんねんと思いながら、ある一定の学校は不登校なかったような気してんけど、あるのかなと思いながら聞いててんけど、利用されている人数、今分かりますかね。各学校で。

藤井本委員長 利用されている人数、確定というか、分かるので、言える範囲でいいけど、あんのかないのかだけでもですね。

杉本委員 少な過ぎたら言えないのかね。

藤井本委員長 そこは上手にお答えください。

椿本教育長。

椿本教育長 この I r o o m の設置については、昨年度から全ての学校には設置はしておるんです。

ただ、磐城小学校、新庄小学校、そして両中学校の4校にのみ専属のサポートティーチャーをつけているというのが、昨年、令和5年度です。その残りの3小については、教室はつくっておるんですけれども、先ほど言うていただいたように子どもがいない、また、ほとんど子どもが来ていない。来たときには、申し訳なかったんですけど、去年は教員が対応していたと。空いている教員で対応させていただいていたのが令和5年。そして、今年度から、全ての学校に専属でサポートティーチャーを置かせていただいたんですけれども、それは昨年、教員が少し負担しているところもありましたので、そういった学校では、現在も子どもたちはこの I r o o m を活用していただいておりますので、使っております。ただ、学校によっては、この日は誰も登校しない、I r o o m を使わないという日も当然ございますので、その場合には、サポートティーチャーは、ほかの用務も兼務をさせるように任用条件をつけておりまして、特に特別支援の子どもその日は支援に行くというような仕事をやっていただいております。だから、教室自体は子どもの通所がなければ、教室は閉めているというような状況の学校も小学校ではございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 来年ぐらいにしか分からんと思うんですよ。圧倒的に使わん学校があるような気してしゃないんですよ。今、教育長、次聞きたかったのは、その場合どうすんのかという話なんですよ、支援員は。それも考えてられると。僕の記憶が間違っと思ったらあれなんですけど、全然必要ない学校もあったよなと思いながら聞いたんですけど、その辺もちゃんと考えておられるということですね。それを1年経過して、あんまり I r o o m がなくて、こんなところがあって、先ほど誰かおっしゃったように、逃げ場になるのも、あんまり怖いなという話を考えたので。なければならないでいいと思っただけなんです。いつの間にか全部できているなと思って。ごめんなさい、勘違いしていました。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございます。3番、小・中学校における児童・生徒への支援に関する事項については以上といたします。

昼休憩もなく、まだ続いていますけども、あとまだ1つ残っております。ちょっと頑張っていたかかないと駄目なんですけども、あと1つだけ説明等ございますので、続けていきますので、よろしくお願いします。

俊敏に交代ください。

(理事者入替え)

藤井本委員長 それでは、最後になりますけど、4番、下水道事業の経営戦略に関する事項についてを議題といたします。

それでは、本件につきまして、理事者より報告をお願いいたします。

稲田下水道課長。

稲田下水道課長 下水道課の稲田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただく前に資料の確認をさせていただきたいと思います。A3の概要版、こちらのほうと、あとA4のほうの冊子です。こちらのほう、皆様でございますでしょうか。

それでは、私のほうから、葛城市公共下水道経営戦略第2期につきまして、概要版にてご説明をさせていただきたいと思います。なお、概要版の右上で黄色で示しているものは、冊子のページを示しております。

それでは、進めさせていただきます。1、経営戦略改定の背景と計画期間についてでございます。本市の下水道は昭和57年に供用開始し、以後、下水道施設の整備、維持管理、未接続世帯への接続奨励により、公衆衛生の向上や生活の環境の改善に努めてまいりました。しかし、施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少などが予測されることから、健全な下水道経営を行っていくため、令和元年から令和10年の10か年を対象とした葛城市公共下水道事業経営戦略を平成30年に策定しました。今回は、令和5年度がその中間期に当たることや、令和2年度の公営企業会計の移行などにより、下水道経営の環境も変化してきたことにより、見直しを実施いたしました。計画期間といたしましては、令和6年から令和15年の10年間となります。

次、2に移らせてもらいます。2の下水道事業の概要についてでございます。1、施設の状況ですが、本市の一番古い管は供用開始から令和4年度末で48年経過しております。全体管渠延長といたしましては、令和4年度末で270.758キロメートルが布設されております。下水道管の法定耐用年数は50年となっておりますが、一般的に布設後40年を経過すると、老朽化による道路陥没等が急増すると言われております。現在は全体の1.3%ですが、10年後は21.5%、20年後は68.3%が布設後40年を経過することとなります。こちらのほう、対策といたしましては、本市では、平成29年度において下水道ストックマネジメント基本計画を策定しております。この計画を基に平成30年より、下水道施設の調査診断業務を実施しております。

次です。2に移ります。下水道普及率・水洗化率についてでございます。下水道普及率とは、どれくらいの人が下水道を利用できるのかを表した値であり、水洗化率はどれくらいの人が下水道に接続しているかを表した数値であります。令和4年度末時点で下水道普及率は99%、水洗化率は93.6%に達しており、今後は大幅な増加が見込めない状況となっております。

次、3に移らせていただきます。有収率の状況についてでございます。有収率とは、使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示すもので、有収水量とは、下水道で処理した汚水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量を言います。令和4年度末時点の有収率

は88%であり、使用料収入の対象とならない不明水が12%存在します。こちらのほう、今後は不明水の対策の実施など、有収率の向上を検討していく必要があります。現在、対策といたしましては、ストックマネジメント点検・調査の際にカメラ調査を実施し、調査・診断を進めております。

次に、下水道使用料についてです。本市は平成16年の両町の合併時の安いほうの使用料に統一し、約20年にわたり料金改定は行っておりません。一般的な家庭で1か月の20立方メートルをご使用になられた場合の下水道使用料は、税込みで1,760円となります。これは県内30市町村の中では唯一2,000円を切っております。

次に、5番の経費回収率についてでございます。経費回収率とは、汚水処理に要した費用がどの程度使用料で賄われているかを表した指標であり、一般的には100%以上が求められております。本市は下水道使用料が安価なこともあり、令和4年度末時点で59.56%となっております。なお、不足分は一般会計からの補助金で補っている状況でございます。

次に、3の経営の基本方針と具体的施策でございます。今回の改定により、より質の高い経営戦略とすべく、施策の管理手法を定めました。安心・安全で快適な下水道サービスを安定的に提供するを基本方針とし、安心・安全な下水道、下水道サービスの向上、安定的な下水道契約の3つを基本目標といたしました。なお、具体的施策管理書につきましては、記載のとおりでございます。割愛のほうをさせていただきたいと思っております。

次、A3の概要版のほうを裏のほうにめくっていただけたらと思います。4の投資・財政計画となります。投資目標といたしましては、ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新コストの縮減を図るでございます。1として下水道建設費でございます。令和5年度の策定のストックマネジメント修繕・改築計画などにより10年間で約7億1,000万円の事業費を見込んでおります。

次に、2でございます。流域下水道建設負担金でございます。こちらのほうでございますが、本市においては下水道を処理する施設はありません。広陵町の萱野にある大和川上流・宇陀川流域下水道で汚水処理を行っております。この流域下水道における処理場幹線管路やポンプ場などにおける建設費を当該市町村が負担しているものでございまして、実績に基づき、10年間で1億8,800万円の事業費を見込んでおります。

次に、投資以外の経費でございます。1、維持管理費（管渠費）でございます。こちらのほう、管路の清掃業務費等の毎年発生する費用のほか、不明水対策調査業務と、数年置きに発生する費用として10年間で約5億600万円の事業費を見込んでおります。

次に、2でございます。流域下水道維持管理負担金でございます。流域下水道維持管理負担金とは、先ほどの流域下水道建設負担金の際にもありましており、奈良県の流域下水道で処理をしておりますので、その維持管理に要する経費の一部を流域関連公共下水道事業を行う市町村で負担する負担金を言います。有収水量の予想に基づき、10年間で24億9,100万円の事業費を見込んでおります。

次のほうなんですけど、申し訳ないなんですけど、次の表右の財源目標のほうをご確認をお願いしたいと思います。財源目標として、補てん財源や資金確保の観点から、毎年、当年度純

利益を確保する。１、国庫補助金でございます。現在の交付要件でございますが、補助対象事業費の50％であり、こちらのほう10年間で約3億2,000万円を予測しております。

次、２の企業債でございます。補助対象事業費に対して50％、単独事業費に100％、流域下水道建設負担金に対し100％を見込んでおり、10年間で24億9,800万円を予想しております。

次、３でございます。下水道使用料でございます。今回のこちらの経営戦略のほうで予想ですけども、令和21年度を人口のピークと見込んでおり、計画期間中は下水道使用量は増加となる傾向にあり、10年間で36億3,800万円を予想しております。

一般会計繰入金でございます。現行の繰入基準に基づき、10年間で約51億800万円の予想でございます。

次でございます。左側の一番下をお願いいたします。５の経営戦略の事後検証、更新等でございます。今後も５年に一度の頻度で見直しを実施する予定としております。管理仕様ににつきましては毎年度把握し、進捗管理を実施していきます。

次、また右側の一番下をご覧ください。経費回収率向上に向けたロードマップでございます。本市の下水道事業の経営状況の向上のためには、下水道使用料の改定を検討する必要がありますが、効率的な運営を継続することで、下水道料金を廉価な料金に抑え、市民の住環境を高いレベルで維持しており、この結果、人口の増加とつながっており、東洋経済新報社の住みよさランキング2023においては、全国812地区の中で全国34位、近畿地区第３位にランクインしております。令和２年度３月に策定された第２期葛城市総合戦略では、移住・集客・定住の３つを施策の柱としております。人口の増加は、下水道使用料と税収の増加につながり、直接的・間接的に下水道事業の経営状況の向上につながることから、当面は下水道使用料を現行のまま据え置く計画といたしました。ただし、基本目標の１つである安定的な下水道経営という観点から、定期的に使用料水準の検討を実施したいと考えております。

以上で、葛城市公共下水道事業経営戦略のご説明とさせていただきます。

以上でございます。

藤井本委員長 ただいま報告を願いましたが、この件につき、何かご質問ございませんか。

増田委員。

増田委員 最後のところで、当分の価格を据え置いていくというお話でございました。それに対して、経費回収率のところ、２行目、一般的に100％以上が求められている、経費回収率。ところが59.6％になっておる。この一般的に100％以上が求められているという、これどこで求められているのか。どっかにうとてるんですかね。原則論の話。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。当然、公営企業法を適用している企業でございますので、最終的には100％を目指すものという認識でございまして、国のほうからもそういった通知なりの文書が出ておるところでございます。ただし、奈良県内におきましても、100％を超えている団体が２団体でございまして、ほかの28団体につきましては、100％を超えているところはありません。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 公営企業、当然、自立した会計処理をしなければならないという観点からは、経費を使用料で賄うというのは当然であるということ。しかしながら、現実はなかなかそういうわけにもいかん。財政にゆとりの範囲内で価格を設定、各自治体がされているということ。ちなみに、59.6%になっているんですけども、これ100%にしようとしたときに、この1,760円が幾らになれば、100%になるんですかね。これシミュレーションされていますか。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 これを100%にするためには、約50%から60%の料金値上げが必要となると試算しております。ですので、今1,760円で50%上げるとしますと、2,600円程度になろうかと存じます。

以上です。

藤井本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。2,600円に100%の料金にしたとしても、奈良県内で2,600円以下は1、2、3、4団体しかないという経営状況やということですよね。しかしながら、今、一般財源を繰り入れて、1,760円で維持をしていただいていると。当面はこれを続ける予定であると、こういうことですね。分かりました。

藤井本委員長 ほかないですか。

ちょっと私から確認したいんですけど、これを策定したということ、新たに策定をしていくということ、これはいいこと、いいと思うんですけども、策定理由の中に今のお話もあったし、私も以前に一般質問をさせていただいていますけども、この計画を策定した背景というのが、いわゆる公営企業会計の移行ということも含まれているわけですよね。それがどこへ反映しているのかなというのが、皆さんお思いやと思うんですけど、もっと冊子できておりますので、細かく見ないと、ちょっと私らも勉強不足のところありますけど、いわゆる、簡単でもええので、公営企業会計に日本全国が皆変わったという中で、葛城市は何が変わったんというところら辺だけでもお示しいただいたら、今の増田委員の質問にもつながると思うんですけども、委員長として私なりにその疑問は持っています。なぜ今、改定をしているんということでお示しいただいている。これを理由に、公営企業に変わったからしたんだという。中間にも来たというはあるけども、まだ残存期間という期間あるのに、公営企業に変わったからしたんだと。しかし、公営企業の形を取っていないというところら辺が、疑問が残るんですけども、このことについて話していくとかなり時間はかかるかと思うけど、これ、概略版やから、これを全部読まないで質問が通じないか分かんないけども。そこはもう簡単でいいですわ。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。もちろん公営企業法を適用したのでというのもございますんですけども、以前、平成30年度に作成しました10年間の計画をいたしましたけども、その中間年の5年が経過したというところで今回見直しております。今後につきまし

でも、今も10年分の計画を立てておりますけども、5年ごとの見直しを予定しているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 そのようなやったら、まだ、まだなんやけど、概略のところでも書いているんですよ、公営企業法に移行したので、これをつくったと。そこは、5年ごとにやってんねんというふうに今日は受け止めておきますけど、この文章、書いてるでしょう。だから、聞きたくなると。

阿古市長。

阿古市長 一般的な話をさせていただきますと、下水道も水道もそうなんですけども、公営企業法の適用になった形になりまして、従前の行政の会計の中とはまた違う会計の表し方をします。ですので、一般企業に近い形、独自採算を目指すべきだという考え方があります。と言いますのが、従前の形ですと、なかなかその経営内容が見えてこないというのがありまして、公営企業法の会計の中でのこれ、資料、今回出してきているわけでございます。当然、公営企業法の中で運営はしておるんですけども、基準外繰入れをしてはいけないという形にはなっておりませんので、葛城市の場合は、全体的な政策の中で、一般会計からの基準外繰入れをしているという状況であります。ただ、この見直しというのは5年ごとの見直しというのは義務づけられておったように思いますので、そのための見直しといいますか、新たな、いろんな状況の変化がありますので、その状況の変化に合った資料の作成をしているというところでございます。ですので、このような分析をしながら、下水道事業がこれから葛城市として永続できるようなという分析の大きな資料になると考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 市長の考え方分かりました。

ほかに、これに対して質疑ないですか。

松林委員。

松林委員 僕もよう分からんところでちょっとお伺いしたいんですけども、A3の紙の表面のところの一番左端の3番、有収率の状況というのは、これ多分有収率というのは下水道の有収率やと思うんですけども、88%であり、使用料収入の対象とならない不明水量が12%存在します。これ、不明水量というのは具体的に例えばどんなもんなのか教えていただければ。

藤井本委員長 稲田課長。

稲田下水道課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

本市の下水道は、汚水と雨水を別々の管渠で排除する分流式下水道を採用しております。したがって、基本的に雨が降ったからといって汚水管渠の流量が増えることがないということで、実際にしたら、不明水が発生しないのが普通なんですけども、何らかの原因で不明水が、雨水等がちょっと侵入しているのかなということがございます。こちらのほう、奈良県のほうにつきましても、この不明水対策、各市町村に県の補助金というのが出ておりまして、それで対策されるように要請されております。先ほどのご説明にもありましたとおり、本市に対しましてはストックマネジメント調査がございます。その際にカメラを入れまして、実

際そういう破損等の確認とかもさせていただいて、不明水がないかどうかというのを確認しているところでございます。実際以前、このときなんですけど、平成31年のときの際は、有収率86%、不明水14%ということで、今現在2%改善もしておりますので、効果はあるのかなとは思っております。

以上です。

藤井本委員長 松林委員。

松林委員 分流方式ということで、汚水でも雨水の可能性があるということですね。ロスがないように、またしっかりと調査よろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 質問ではないなんですけど、私まだすごくちゃんと把握しているかどうか分からないんですけど、経営戦略って聞いたときに、戦略なので、経営を改善というか向上させるための戦略やと私思うんですけど、あと、分析というのは、分析してそれを精査して、これを経営状況を向上させようというような計画なんかなと思ったんですけど、何か最後のロードマップとかを見ていると、私としては、経営を改善していく方向に向かっているのかなというのがすごい疑問で、私も小っちゃな会社もやっていますし、たくさん起業家を知っていて、だから、一般的な経営戦略とこの下水道事業の経営戦略というのは、ちょっと考え方が違うのかなとかって思ったりしていて、私の中でもうちょっと勉強させていただいて、でもぱっと今回説明いただいた印象としては、やっぱり改善というか、一般会計から繰り入れているのがかなり多い部分を、だんだん減らしていかないといけないのかなという私理解をしているんですけど、そのためには、やっぱり利益を上げていかないといけないとなると、人口増加に対してすごい期待感みたいなあるんですけど、すごい微増ですよ、この使用料収入にしても。ほとんど増えていないのにもかかわらず、市民の方にとっては、使用料がそのまま現状のままというのはありがたいことなのかもしれないけれど、やっぱり市の財政が安定することが大事なのかなと思うので、その点が私は今すごく違和感みたいながあるということだけをお伝えしておきます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 今回見ていただいて、ぱっとイメージとして湧くのが、令和8年と令和9年が、投資金額が急に上がっているところがあります。これは実は新村の工業ゾーンの下水の管の整備の費用が、それが投資されるというのが今までの流れとは変わっているというところが、ぱっと見たときに違和感といいますか、目立つところかなと思います。それと、下水の事業の在り方というのは、人口動向等と非常にリンクします。企業もそうなんですけども、やはり市の地域性であったりとか、社会状況によって影響されるというところでもあります。葛城市の場合は人口減が起こっておりませんので、安定して、若干ずつの使用料の増加が見込めているというところでもあります。ですので、それに沿った今の戦略的なデータ分析をしているというところでもあります。副委員長ご指摘の広域会計の考え方というのは、まさにそのとおりなんですけども、葛城市の場合は、財政運営の中で、下水道事業に約2億円ぐらいを一般

会計から余分に投資をしているという状況であります、それは今現状の財政運営の中で許される範囲内であるという分析の中で、今の現状を維持しているというところでありますので、本来の公営会計事業というのは会計の計画といいますのは、その事業だけ単体でというのが、従前の行政の反省の中で出てきた考え方なんですけども、葛城市はまだ全体としての市民サービスの一環として、一般会計から繰り入れて財政運営ができていう状況であります。ですので、一番最後に書いている部分につきましては、これからの葛城市の人口動向や、いろんな社会変化によって、これが検討することがありますということが一番最後に書いておるといのはまさにその部分ですが、短期的な部分につきましては、今の現状でいけるのではないかと分析がまさにされているというところではございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。ないですか。

私のほうからまた口を挟んで申し訳ないですけども、国のほうが公営企業会計にされて、やっぱり使用料は徴求しなさいというのが方針ですやんか。それをすることによって補助金を、国の補助金が、それを何割かしているともらえるとかいう補助金の割合もありましたやん。補助金がそれに該当するとかしないとか、下水道に関する補助金が。この辺、公営企業で、いわゆる水道料金でその経費を回収している。何%以上のところには、いわゆるしんどいところには補助金を渡しますよと、補助金がありますよというのがあったと思います。この辺、我々議員としては心配するところなので、その辺もよく鑑みて運営していただきたいと思います。ありましたよね、そういうの。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。

ちょっと勘違いしていたら悪いんですけど、多分、補助金というか交付金のことかなと今考えています。というのが、水道でしたら高料金対策に対する交付金であったりとか、下水道では高資本費対策の交付金というのが一定基準の料金を取っていながら、それでも賄えない団体につきましては、その交付金が下りてくるというような制度があったかと思いますが、今、今の状況でしたら、水道も下水道もその要件には当てはまらないというところではございます。

以上です。

藤井本委員長 今、葛城市は当てはまらないというのは前もご答弁いただいているけども、国が求めているのはそういう部分があるので、今度は注意しておいてくださいね。

ほかに質疑ないですか。

川村議長。

川村議長 ありがとうございます。私、細かいことを指摘するわけじゃないけど、市長、よく財政の許す範囲という言葉が言われるんですけども、これ、抽象的過ぎて、誰がこれを許す範囲の財政かというところら辺もあります。これとっても引っかけますので、これからその根拠というか、そういう財政が許す、誰が許すんですかというところら辺のことは、ちょっとその言い方は考えていただきたい。お願いしたいと思います。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 各決算時に財政指標を出させていただいておりますので、その分析によってということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 議長が言うてはんのは、いろんなところの言葉だけを取ってみると、財政を許すというのが財政に大きな余裕があるねんというふう聞こえるという部分もございますので、そういった意味であろうかと思います。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 時間ももうここまで来ておりますので、この件については以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

藤井本委員長 ほかにないですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本当に9時半から始まって、この時間になりました。委員はもとより、理事者の皆さん方にも大変申し訳なかったと思っております。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後1時53分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 藤井本 浩